

第16回札幌市感染症対策本部会議

1 日 時： 令和2年10月28日（水） 午後4時30分～

2 場 所： 本庁12階「1号～3号会議室」

3 会議次第

(1) 開 会

(2) 現時点の発生状況と対応状況について

(3) 北海道における取組等について

(4) 札幌市における感染拡大防止対策の取組について

- ① 相談診療検査体制の更なる整備
- ② 普及啓発等の強化

(5) 本部長から

4 資 料

- ・札幌市の新型コロナウイルスに係る対応（概要）
- ・第24回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料
- ・各局区における取組状況等の報告資料

札幌市の新型コロナウイルスに係る対応（概要）

※下線更新箇所

1 市内感染状況（10/27 現在）

(1) 陽性者状態別内訳

（単位：人）

陽性者(累計)	現在患者	入院			死亡者 (累計)	陰性確認者 (累計)
		入院	宿泊療養	調整中		
1,954	233	57	144	32	56	1,665

(2) 男女別・年代別内訳

（単位：人）

年代	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上	非公表	計
男性	6	36	200	136	100	90	81	77	37	14	41	818
女性	1	48	261	92	62	85	63	76	67	40	66	861
非公表		3	11	1	1	4	4	1			250	275
計	7	87	472	229	163	179	148	154	104	54	357	1,954
現在患者		10	80	35	13	11	9	4	5	2	64	233
陰性確認者	7	77	392	194	150	167	131	132	83	43	289	1,665
死亡者						1	8	18	16	9	4	56

2 対応状況

(1) 対策本部等

○10月26日 第1回札幌市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

<議題>

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る対応の点検及び市内感染状況
- ・ インフルエンザ流行期に向けた対応
- ・ 感染拡大防止策の今後の取組

○9月16日 第15回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・ 9月19日からのイベント開催制限の緩和については、イベントの種類により収容率や人数上限が異なることから主催者や施設管理者にわかりやすく周知を行うとともに、いま一度、感染予防対策の徹底をお願いすること。
- ・ 「Go To Travel」事業については、東京から旅行で来られる方が増えることと予想されることから、ホテルや観光施設などの事業者に対し、改めて、業種別のガイドラインを遵守し、感染予防対策を講じていただくよう周知徹底すること。
- ・ 第3回定例市議会において、新型コロナウイルス感染症対策第5弾となる全会計470億円規模の補正予算案を提案する。インフルエンザの流行期に備えた医療提供体制と感染拡大防止の強化や、さらなる社会経済活動の回復に向けた事業者等の事業継続・活動再開に対する支援、落ち込みが懸念される冬期の観光需要の喚起に向けた取組を中心に編成したところであり、補正予算の議決を得られた際に、必要な

方に必要な支援が速やかに届くよう、スピード感をもって事務を進めること。

○8月27日 第14回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・予算要求や定数機構要求など来年度の実施事業検討の際は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することを前提とした事業構築を進めること。
- ・感染症対策業務への各局区からの応援体制はしばらく継続しなければならず、限られた人員の中で対応していく必要があることから、保健所所管の感染症対策業務のほか、各局区の所管業務についても、民間委託や省力化を積極的に進めること。
- ・感染者や医療・介護従事者、その家族に対する偏見・差別が全国的に問題となっていることなどから、市民に正しい知識を持っていただくよう、各局区において正確な情報発信を続け、偏見・差別の根絶に向けた周知・啓発に徹底して取り組むこと。

○7月28日 第13回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・接待を伴う飲食店における感染拡大防止の取組としてススキノ地区においては、北海道との合同対策チームを中心に、既に、臨時PCR検査センターの設置や、従業員への受診勧奨などの取組を進めている。店舗単位での出前型検査等の積極的なPCR検査の実施や、事業者及び利用者双方への感染予防意識の更なる啓発の推進など、あらゆる手段を講じて、感染拡大防止に努めること。
- ・感染拡大時には、速やかに保健所などへの職員応援を増強するなど、全市一丸となって対応する準備を進めておくこと。
- ・イベントの開催については、8月1日以降も、5,000人以下の制限を継続されることとなった。イベントの主催者や施設管理者に対し、業種別のガイドラインを遵守し、感染予防対策をしっかりと講じていただくことを含め、周知徹底を図ること。

○7月9日 第12回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・新型コロナウイルス感染症の再流行に備え、これまでの札幌市の対応などについて、北海道とも連携しながら、鋭意、検証作業を進めること。また、例年、秋から冬にかけて発生する、季節性インフルエンザなど、発熱を伴う疾病の流行が想定されることから、適切な医療を提供できる体制の構築を進めること。
- ・災害発生時の避難所に係る運営マニュアルについて、感染症対策を強化した改訂を行ったところであり、各局が所管する各種災害対応マニュアルについても、感染症対策を強化した見直しの検討に着手し、近年、甚大化する自然災害に備えること。
- ・7月3日に議決をいただいた緊急対策第4弾の補正予算を踏まえて、感染防止対策に引き続き取り組むとともに、市内経済の回復に向けた取組について、スピード感をもって進めること。

○6月18日 第11回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・6月19日から、北海道におけるロードマップの「ステップ2」に移行することに伴い、経済の活性化と感染拡大防止の両立を目指すこととなる。そのため、あら

ためて市民一人ひとりに、感染予防対策の徹底を求めていくことが重要になる。「北海道スタイル」の実践など、感染予防対策と日常生活を両立できるよう、より効果的に市民へ周知する取組を実施すること。

- ・ 6月10日に議決をいただいた緊急対策第3弾の補正予算の内容について、必要な方に必要な支援が速やかに届くよう事務を進めること。更に、12日に国の2次補正予算が成立したことを踏まえ、札幌市としても緊急対策第4弾となる補正予算を提出したいと考えており、7月上旬に臨時の市議会を招集する予定である。この補正予算の編成に向け、市外や道外との往来が可能なフェーズに移行することを踏まえ、感染拡大防止対策には引き続き取り組みながら、観光需要の回復策など市内経済の回復に向けた取組について検討すること。

○5月30日 第10回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・ 市有施設の再開にあたっては、感染予防対策を徹底したうえで、各施設の入り口などの分かりやすい位置に「北海道スタイル安心宣言」を掲示するなど、市民が安心して利用できる環境を提供すること。なお、施設の利用にあたり感染リスクが高くなる行為については、引き続き、自粛いただく又は感染対策を徹底していただくことについて、利用する市民の皆さんの協力を求めること。また、感染リスクが比較的高い施設については、6月1日以降も当面休止することとなるが、再開時期は、今後の感染状況や感染対策などを踏まえ、慎重に判断すること。
- ・ 市が主催する事業、イベントについては、北海道における開催制限基準に準じて、段階的に再開することとし、感染リスクが高くなってしまふ行為は、引き続き、自粛又は感染対策の徹底を図ること。

○5月26日 第9回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・ 新型コロナウイルスの再流行の防止や、再流行の影響を最小限に抑えるためには、感染拡大の兆候をいち早く捉え、市民に発信することが大切であるため、その手法等について、北海道と連携して検討すること。
- ・ 第2回定例市議会に提案している、緊急対策第3弾の取組については、議会の議決を得られた際に、速やかに対策を進められるよう、スピード感をもって事務を進めること。
- ・ 6月1日以降の外出自粛や休業要請等の取扱いについては、北海道において整理・検討を進めているため、当該内容が決まり次第、市有施設の再開などについて速やかに対応できるよう準備を進めること。
- ・ 緊急事態宣言は解除されたものの、新型コロナウイルスの脅威は去っておらず、感染症対策を緩和する段階にはないことから、保健所等への職員応援体制を含め、引き続き、市政の重点課題として対応すること。

○5月22日 第9回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・ 市立幼稚園、学校については、しっかりと感染症対策を行ったうえで、6月1日

から再開できるよう、準備を進めることを教育委員会に要請する。また、臨時休業が長期間に及んでいることから、再開にあたっては、段階的に教育活動を行うとともに、子ども達の学習面や健康面に対して全力で取り組むこと。

- ・本日、北海道の緊急事態措置の見直しが行われ、石狩振興局管内における休業要請等が一部解除されることになった。このことを踏まえ、解除対象施設と同種の市有施設については、道の措置が解除される5月25日以降、感染予防対策などの準備が整い次第、再開すること。また、今回は休業が継続して再開を見送った施設についても、今後、国において緊急事態措置が解除される可能性もあることから、再開に向けた準備を進めておくこと。
- ・現在、直面しているクラスター対策などの課題解決に全力を挙げることは言うまでもないが、新型コロナウイルスの再流行による第3波、第4波に備え、第2波の発生を経験した札幌における、その経緯や、その時の取組について、しっかりと分析・検証したうえで、北海道と連携して今後に向けた対応を検討すること。

○5月15日 第8回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・医療機関や福祉施設などでクラスターの発生が相次いでいるため、国や道と連携を図りながら、改めて、施設内の感染防止策などの周知徹底を図るとともに、クラスターが発生した場合における支援体制の強化を図ること。
- ・国の専門家会議において、「社会経済活動と感染拡大防止の両立にあたっての基本的考え方」が示され、また、北海道からも、「新北海道スタイル」が提示されるなど、感染終息後の速やかな活動再開を見据えた方針が出された。そのため、緊急事態措置解除後の各種企業や施設の再開を見据え、国が示している業種別ガイドラインなどをもとに、感染予防策をよりわかりやすくまとめたガイドラインの作成について検討すること。また、市立学校や市有施設の感染予防策についても、同様に検討すること。
- ・感染拡大防止や医療機関の負担軽減を図るため、PCR検査体制の拡充を図るとともに、国や北海道と連携し、陽性を早期に確認できる抗原検査など、新たな検査方法の導入を検討すること。また、クラスターの早期把握や感染拡大防止のため、スマートフォン等を用いて陽性者との接触可能性を把握できる手法など、新たな技術の導入を検討すること。

○5月5日 第7回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・市立幼稚園、学校については、子ども達の健康を守る観点から、5月31日まで臨時休業とするよう教育委員会に要請する。なお、休業中の子ども達の学習面や健康面について、家庭と連携して十分なケアを行うこと。また、不特定多数が利用する市有施設においても、5月31日までの休止を検討すること。
- ・医療機関及び高齢者施設等でクラスター発生が続いているため、国や北海道と連携を図りながら、施設内感染の防止策などについて、より一層の周知を図ること。
- ・医療機関におけるクラスターの発生などにより、残された特定の医療機関に過度

な負担が掛かることのないよう、市内の各医療機関や医師会などと連携し、情報共有体制の強化などに取り組むこと。

- ・札幌市における感染症対策については、これまでも大規模な応援体制により全庁一丸となって取り組んでいるが、緊急事態宣言の延長に伴い、対応は長期間に及ぶことが想定されるため、職員ローテーションなどを含めた持続可能な体制を構築すること。

○5月1日 第6回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・政府は緊急事態宣言の延長を検討しているため、その動向に注視し、北海道と連携しながら次の行動に速やかに移行できる体制を整えること。
- ・札幌市の感染拡大状況に鑑み、市立幼稚園、学校について、まずは5月10日まで休業するよう教育委員会に要請する。各学校においては、子ども達の学習や心のケアに関して、各家庭と連携しながら取り組むこと。併せて、不特定多数が利用する市有施設についても、5月10日までの休止を検討すること。
- ・宿泊療養施設については、北海道と協力し、感染防護対策を徹底しながら適切に運営すること。また、陽性患者の早期確認のため、民間検査機関などに協力していただき、PCR検査体制の強化を図ること。
- ・各部局において、困りごとを抱える市民への支援策を検討すること。また、各種給付金などの支援については、必要な支援を必要な方に一刻も早く届けられるよう事務を進めること。
- ・この難局を乗り越えるためには、札幌市職員が一丸となって感染症対策に取り組む必要がある。そのため、各部局においては、市民生活に著しく支障が生じる業務や遅延が許されない業務以外の業務について、一旦、手を止めてでも、感染症対策の業務を最優先にして取り組むこと。

○4月24日 第5回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・食料品等販売店舗における買い物客の密集による感染リスクを抑えるため、入場制限や消毒、清掃等について、市内の業界団体への協力要請を行うこと。
- ・検査体制の強化と帰国者・接触者外来設置病院の負担軽減を目的に、PCR検査の検体採取に特化したPCR検査センターを早急に設置し、迅速な検査体制の整備を図ること。また、入院患者受入体制の強化として、北海道と連携して軽症者等の患者を受け入れる新たな宿泊療養施設の確保を早急に行うこと。
- ・職員の感染防止を徹底するため、在宅勤務や時差出勤、ゴールデンウィークにあたっての休暇取得を促すなど、あらゆる措置を講ずること。また、会話時はマスクの着用を徹底し、「うつさない」、「かからない」という意識を強く持つこと。
- ・緊急事態宣言が終了する5月6日以降の国の動向等を見据え、北海道と連携し、次の行動に速やかに移せる体制を整えること。
- ・「新型コロナウイルス感染症対策」を最優先に取り組む事項として位置付け、全庁を挙げて集中的に取り組むことが早期収束を果たすためには重要となる。そのた

め、緊急性の低い業務は当面実施を見合わせるなどの検討を行うこと。

○4月18日 第4回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・人と人との接触機会を減らすなど、感染拡大の影響を低減させる取組について、より一層の検討を進めること。
- ・医療機関の協力を得て、急増する入院患者の病床や医療体制の確保に努めること。また、市内に設置した軽症者の宿泊療養施設について、北海道と協力して更なる確保に努め、運営にあたっては感染防護対策を徹底し、適切に実施すること。
- ・不安を抱える市民に寄り添い、困りごとや不安を解消する取組を進めること。
- ・生活維持に必要な場合を除き、市民に外出自粛を求めることとなるが、混乱を生じさせないように、生活維持に必要な外出例を具体的に示すなど、分かりやすく周知すること。

○4月13日 第3回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・市立学校については、子ども達の健康を守る観点から、臨時休業するよう教育委員会に要請する。なお、休業期間は、北海道の新型コロナウイルス感染症集中対策期間の終了日である5月6日までとしたい。各学校においては、臨時休業期間が長期になるため、引き続き、子ども達の学びや育ち、心のケアなどに全力で取り組むこと。
また、不特定多数が利用する市有施設についても、5月6日まで休止とすること。やむを得ない理由により運営を継続する施設については、これまで以上に感染を予防する手立てを徹底すること。
- ・深刻な被害を受けている観光業をはじめとした市内経済に対し、事業継続や雇用維持、さらには感染収束後のV字回復に必要な取組について、国や北海道と連携して進めること。
- ・将来の入院患者数の大幅な増加を見据え、先手を打って医療提供体制の充実・強化を図る必要がある。重症者の入院医療の提供に支障をきたす場合には、軽症者については北海道が指定する宿泊施設において療養することとなるが、その枠組みについて、北海道と早急に整理すること
- ・外出自粛による心身の健康を維持するため、家庭でできる健康管理の取組や、感染リスクの低い屋外での活動などについて取りまとめのうえ、周知すること

○4月10日 第2回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・4月からリスクの低い施設で開館しているが、感染リスクを一層低くする観点から、休館や一時閉鎖を検討すること。
- ・感染拡大の兆しがある場合、北海道と連携して分散登校・一時閉鎖などについて、検討すること。

○4月8日 第1回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・緊急事態措置の対象区域を含む、市外からの来札者に対して、2週間の体調管理と不要不急の外出の自粛を要請。周知は、国や北海道と連携し、公共施設や宿泊施設などの協力を得て実施すること。
- ・基礎疾患のある方の重症化リスクや陰性確認まで一定の期間がかかることを踏まえ、医療機関の協力を得て、病床と医療体制の確保に努めること。
- ・市立学校については、引き続き、学校再開のガイドラインに従って、各学校で感染症対策をしっかりと行ったうえで、教育活動を行うこと。また、各学校において、再開に不安を持つ児童生徒や保護者の方には、その気持ちに寄り添い、丁寧に対応すること。改めて、国の動向等を確認しつつ、北海道と連携し、「感染拡大の兆しが見られる」と判断した場合には、速やかに分散登校や、臨時休業することができるよう準備を進めること。
- ・第1弾の緊急経済対策に係る経費を、4月3日に成立した補正予算に計上したところであるが、必要な支援を必要な方に対して一刻も早く届けられるよう、国の緊急経済対策を踏まえた、第2弾の緊急対策を補正予算案として5月中に議会に提案できるよう、スピード感を持って準備を進めること。

○4月2日 第8回対策本部会議

<指示事項>

- ・感染拡大の防止や、医療提供体制の強化を最優先で取り組みつつ、雇用の維持や、生活に困っている方への支援などセーフティネットの更なる充実を図ること。
- ・今後、感染状況や社会・経済情勢を見極めながら、国や道とも歩調を合わせ、追加の補正予算の編成も含め、機動的に取り組むこと。
- ・市有施設の開館については、リスク回避のための感染予防対策の徹底を図り、慎重に対応していくこと。
- ・市立学校については、札幌市教育委員会の学校再開ガイドラインに従って、各学校で感染予防の対策をしっかりと行ったうえで、再開すること。不安を持つ児童生徒や保護者の方にはその気持ちに寄り添い、丁寧に対応すること。
- ・なお、再開後であっても、感染拡大の兆しが見られた場合には、速やかに分散登校や臨時休業することができるよう準備を進めること。

○3月27日 第7回対策本部会議

<指示事項>

- ・市有施設や学校の再開について、各局から報告のあった方向で、4/1以降の再開に向け、適切に準備を進めること。その際には、改めて国の専門家会議の提言や国からの通知等を踏まえ、感染リスクを下げる手立てをしっかりと徹底し、慎重に対応していくこと。
- ・なお、北海道や札幌市において、一定程度感染は抑えられている状況だが、再び感染拡大の兆しが見られた場合は、感染リスクの低い活動も含めて停止することを考えなくてはならない。関係者と情報共有、意思疎通を図り、市民の皆様に混乱が生じないように、徹底した対策を行うこと。
- ・経済観光局が実施した調査について、2月の調査ではあったが、3月まで推計し

た影響額は非常に大きいものである。経済のセーフティネットの充実、また、相談体制、医療体制の強化など更なる感染症対策や、喫緊の対応での補正予算の編成を早急に行い対応すること。

- ・引き続き経済活動の把握に努めるとともに、今後、感染の終息が見受けられる場合に備え、速やかな経済活動の回復に努めた取組が実施できるよう検討を進めること。
- ・医療従事者・感染者とその家族などに対する偏見や差別について、先ほど、医師会の松家会長からも要望をいただいたとおり、感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族、そして感染者、濃厚接触者などに対する偏見や差別に繋がる行為が見受けられるところである。これは大変、残念なことであり、決して許されるものではない。
- ・医療従事者は休暇もなく働いていることから、その皆様には感謝をしなければならず、多くの市民の皆様にはご理解を頂きたい。
- ・関係部局において、医療従事者や患者等に寄り添ったきめ細やかな周知を、学校や保育園を通じて徹底して行うこと。
- ・市民と事業者の皆様には、引き続き、「換気の悪い密閉空間」での行動、「人が密集している」ところでの行動、「近距離での会話や発声が行われる場所」での行動、この3つの条件が同時に重なった場における活動の自粛をお願いする。
- ・「かからない、うつさない、なやまない」の3つを念頭に、感染予防に努めていただきたい。
- ・特に、ここ最近では海外渡航歴がある方の感染が確認されていることから、渡航歴のある方は、帰国後2週間はできるだけ人との接触を避け、症状が出るなど何らかの状況変化がある方は、札幌市の相談窓口まで連絡するようお願いする。
- ・加えて、4月は道外・道内を含めて転出入の多い時期である。区役所において、転入した方々へ感染予防に関するパンフレットを配布しているところであるが、市民の皆様一人一人が予防に留意し、何か不安を感じる方は、札幌市の相談窓口までご連絡をお願いしたい。

○3月23日 第6回対策本部会議

<指示事項>

- ・現在、市有施設の休館等について、当面、3/31までとしているが、国の専門家会議の提言等を踏まえ、感染リスクを下げる手立てを徹底したうえで、リスクの低い活動や施設の4月以降の再開に向けた検討を行うこと。なお、検討にあたっては、提言にある対策例などを参考にするとともに、市民生活に混乱が生じないよう、準備をすること。
- ・本市の感染状況について、感染者の拡大は一定程度持ちこたえているものの、新たな感染者が確認されている状況であることから、なお予断を許さない状況が継続している。また、飲食業や観光業などの経済活動に深刻な影響が発生している。このような状況を踏まえ、関連部局における感染症対策の体制強化を引き続き行うことや、経済への影響に対するセーフティネットの充実について、補正予算

の編成を含めて対応の一層の強化を検討すること。

- ・市民生活や経済に影響が出始めている状況を踏まえ、市税や各種保険料、公共料金等の徴収や納付、支払いの猶予等について柔軟な対応を検討するとともに、市民への周知を図ること。

○3月20日 北海道知事と札幌市長の意見交換

- ・感染対策・医療体制、経済支援策など協議。今後の連携を確認。

○3月17日 第5回対策本部会議

<指示事項>

- ・市有施設の休館、不特定多数の方が参加される市主催のイベントの自粛期間について、当面、3/31まで延長する方向で検討すること。また、札幌市以外が主催するイベント等については、参加者や運営者等関係者の安全を最大限に配慮して開催の検討を主催者に依頼してきたが、引き続き、依頼することを検討すること。
- ・3/19頃に国の専門家会議の見解、またこれを受けた北海道の対応が出てくること想定され、状況を踏まえて歩調を合わせていく必要があることから、北海道と十分に情報共有をして柔軟対応をすること。
- ・経済の関連で、様々な影響が想定されることから引き続きセーフティネットの充実などを検討すること。
- ・市民がとるべき行動について正しい理解を促すため、より分かりやすく情報を提供すること。
- ・感染ルートはほぼ把握できているものの、感染者が増加している状況を踏まえて、疫学調査、検査、医療体制について医療機関の協力を得ながら一層の強化に取り組むこと。
- ・市民には、かからない、うつさない、なやまない、この3点についてお願いする。
- ・職員にも、引き続き毎日の検温の実施など健康管理に十分留意し、石けん等による手洗いや換気など、今一度感染防止に向けた対応の徹底をお願いする。
- ・感染症による市民生活への影響も大きく出ている。これを一日も早く終息させ、日常を取り戻せるように全庁を挙げて取り組んでいくようお願いする。

○3月6日 道対策チームヘリエゾン派遣（保健所・危機管理対策室（3/11～））

○3月3日 札幌市感染症対策室設置

○3月1日 国立感染症研究所の職員派遣受入

○2月29日 第4回対策本部会議

<指示事項>

- ・区役所など窓口がある職場については、来庁せずに手続きができるよう検討。申請期限があるものは、期限延長も検討。
- ・不特定多数の者が集まる市有施設は、さらに一部利用制限、又は休館を検討。
- ・北海道とも連携し、市内企業への経済的な影響についてきめ細かに把握した上で、セーフティネットの充実等、国への必要な要請・要望について検討する。
- ・全職員が毎朝及び毎晩に検温を実施すること。
- ・管理監督者は、今まで以上に職員の健康管理に留意すること。体調が悪い職員が

出た場合には、遅滞なく職員を休ませるなど事務体制を整え、市民生活に影響がないようにすること。

- ・救急体制、清掃事業、上下水道などライフライン事業など、市民生活に直結するものが中断することがないよう、特に注意すること。

○2月22日 第3回対策本部会議

<指示事項>

- ・市主催の不特定多数の者が集まるイベントについて、当面3週間程度（2/23～3/15）、原則中止または延期とする。

○2月18日 第2回対策本部会議

<指示事項>

- ・感染症防止対策の徹底、医療体制及び検査体制の充実、BCPに基づいた対応構築

○1月30日 第1回対策本部会議

(2) 産業振興

①市内中小企業（相談状況）（10/20現在）

- ・既存の相談（経営相談・融資対象認定等）【1/29～】

相談件数（累計）※：22,239件【前週比+303】（来所 6,622件、電話 15,617件）

※札幌中小企業支援センター内の相談窓口

- ・機能拡充部分（融資申請サポート、税・感染予防相談）【4/20～】

相談件数（累計）：4,057件【前週比+135】（来所 3,991件、電話 66件）

- ・機能拡充部分（雇用調整助成金等申請サポート、テレワーク導入等）【5/11～】

相談件数（累計）：3,776件【前週比+135】（来所 1,372件、電話 2,404件）

	既存の相談 （経営相談・融資対 象認定等		機能拡充部分 （融資申請サポート、 税、感染予防相談）		機能拡充部分 （雇用調整助成金等 申請サポート、テレ ワーク導入等）		合計
	来所	電話	来所	電話	来所	電話	
2月	38	82	0	0	0	0	120
3月	1347	1991	0	0	0	0	3338
4月	2372	3051	30	22	0	0	5475
5月	1969	3801	855	5	400	713	7743
6月	584	1860	890	7	345	511	4197
7月	206	1346	699	11	168	278	2708
8月	57	1233	547	9	134	266	2246
9月	34	1403	629	5	163	367	2601
合計	6607	14767	3650	59	1210	2135	28428

②融資制度（10/20現在）

認定件数（累計）：17,674件【前週比+231】

【業種】飲食業 2,114件、小売業 2,386件、建設業 3,981件、運輸業 513件、

製造業 605 件、電気・ガス・熱供給・水道業 220 件、保険業 78 件、
卸売業 889 件、不動産業 1,230 件、宿泊業 152 件、医療・福祉 1,026 件、
情報通信業 335 件、教育・学習支援業 106 件、サービス業 4,035 件、
林業・鉱業 4 件

※その他

- ・ 5/12 から 5/26 まで、札幌商工会議所及び関係団体の周知協力の下、市内事業者等
に対し、実態調査を実施。(結果は 6 月に公表済み)
- ・ (5/11) 事業者向けワンストップ相談窓口サテライトオフィスを開設
- ・ (5/1) 新型コロナウイルス感染症に関する市内事業者向け国・道・市の主な支援策
まとめサイトを市公式 HP に公開
- ・ (4/20) 事業者向けワンストップ相談窓口を開設
- ・ (4/15) 経済団体等 9 団体と市長・3 副市長による緊急懇談を実施。
- ・ (3/31) 札幌商工会議所、岩田会頭から市長へ要望書の提出がなされた。
- ・ (3/16) 民主商工会 札幌市内各支部から経済観光局に要望書の提出がなされた。
- ・ 3/9 から 3/17 まで、札幌商工会議所及び関係団体の周知協力の下、市内事業者等
に対し、緊急調査を実施し、3/27 の感染症対策本部会議にて結果公表。
- ・ 3/6 より、市内宿泊事業者への影響について、北海道と連携してアンケート調査を
実施し、3/16 に結果公表。

	延べ宿泊者数の減少数	影響額(観光消費の減少額)
北海道	約 900 万人泊	約 3,000 億円
うち札幌市	約 350 万人泊	約 1,200 億円

※3/1 時点と同程度の影響が 6 月まで継続した場合の試算

- ・ (3/4) 自宅でも利用可能なサービス提供等を提供する市内事業者等を案内する市公
式 HP を公開

(3) 教育関連施設

- ・ 10 月 25 日に豊平小学校の児童の感染が確認され、当該児童が在籍する学級を臨時
休業とした (10/26~11/6)。
- ・ 10 月 24 日に開成小学校の児童の感染が確認され、当該児童が在籍する学級を臨時
休業とした (10/25~11/5)。
- ・ 10 月 23 日に平岡南小学校の児童の感染が確認され、当該児童が在籍する学級を臨
時休業とした (10/24~11/4)。
- ・ 10 月 11 日に中の島中学校の生徒の感染が確認され、当該生徒が在籍する学級を臨
時休業とした (10/12~10/22)。
- ・ 10 月 6 日に新琴似南小学校の児童 2 名の感染が確認され、当該児童が在籍する 2 学
級を臨時休業とした (10/7~10/15)。
- ・ 9 月 28 日に手稲西小学校の教員の感染が確認され、当該教員が担当する学級を臨時
休業とした (9/29~10/9)。
- ・ 9 月 18 日に明園中学校の生徒の感染が確認され、当該生徒が在籍する学級を臨時休
業とした (9/19~24)。

- ・ 9月13日に明園小学校の児童の感染が確認され、当該児童が在籍する学級を臨時休業とした（9/14～23）。
- ・ 9月11日に伏見小学校の児童の感染が確認され、当該児童の濃厚接触者を出席停止とした（9/12～23）。
- ・ 7月11日に伏見小学校の児童の感染が確認され、当該児童が在籍する学年を臨時休業とした（7/13～23）。
- ・ 6月12日で、少人数短時間登校（園）日設定期間終了。
- ・ 6月1日から、園・学校を再開。6月12日までは少人数短時間登校（園）日を設定。
- ・ 特定警戒都道府県指定（緊急事態宣言）の期間延長を受け、市立幼稚園及び学校における臨時休業期間の延長を実施（～5/31）。
 - ※園・学校を再開した場合に少人数短時間登校（園）日を設定（6/1～12）することについて、市立幼稚園及び学校に実施要領を通知。
- ・ 特定警戒都道府県指定（緊急事態宣言）を受け、市立幼稚園における一斉臨時休業を実施（4/22～5/6）
 - ※各市立幼稚園・学校において、電話等により児童生徒の学習状況及び幼児児童生徒の心身の状況把握を実施（4/27～5/1）。
- ・ 北海道・札幌市緊急共同宣言を受け、市立学校における一斉臨時休業を実施（4/14～5/6）。
 - ※新琴似緑小学校において、給食調理員の感染が確認され、当該校の臨時休業を実施（4/13～22）。新琴似緑小に在籍し、他校へ通級する児童については、4/13から指導休止。
 - ※臨時休業中の学習支援として、教育委員会が作成する学習課題及び学習課題サポート動画を札幌市公式ホームページに掲載するなどして、全児童生徒に提供（毎週木曜日更新）。

(4) 地下鉄・市電

- ・ 4/15～ 市立学校等の一斉休業を受け、通学定期券払い戻しの特例措置を再度実施（手数料免除、定期券の内容により最終登校日まで遡及して払い戻し、受付期間は当面の間とする。）
- ・ 地下鉄の車内混雑状況を交通局HPにて公表（3/18～、毎週水曜日更新）
- ・ 2/29 通学定期券の払い戻し（手数料免除、定期券の内容により休業開始日の前日まで遡及して払い戻し、3/31受付終了）
- ・ 地下鉄・市電の全車両の消毒・換気を実施（消毒：3/2～、換気：3/3～）
 - ※当分の間継続実施

(5) 市有施設

別紙「市有施設の状況」のとおり

3 市民・企業への呼びかけ

○市長

- ・ 市民の皆さまへのビデオメッセージを发出（4/24、4/28、5/5、6/1）
- ・ 市民の皆さまへのメッセージを发出（2/22、3/1、3/18、3/30、4/3、4/9、4/14、4/18、5/6、5/15、5/22、5/26、5/30、6/18、7/9、7/28、8/6、8/27、9/16）

○総務局

- ・(3/9) 来庁せずにできる手続き、期限と延長する手続きについて市公式 HP のトップページに掲載
- ・(2/25) 札幌市菊水分庁舎に出入りする業者 (21 社) に対して、マスク着用や体調管理徹底などの協力を依頼

○まちづくり政策局

- ・(8/20、10/16) 市内大学及び短期大学、各専修学校及び各種学校に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策について、学生へ周知するよう依頼 (道・市連名)
- ・(5/8) 市内関係大学 (8 大学) に対し、PCR 検査実施体制強化に関する協力・調査依頼文を送付、このうち 2 大学より検査協力可能との回答あり (5/18)。
- ・(3/3、3/27、4/8) 市内各大学及び短期大学 (17 大学) に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策について、学生へ周知するよう依頼 (道・市連名)
※このほか、道庁より各大学・短期大学・各専修・各種学校あてに通知 (4/20、5/6、5/15、5/22、5/25、5/29、8/7、10/7)

○財政局

- ・(5/12) 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う納税の猶予について」(市公式 HP に徴収猶予の特例制度に関するページを掲載)
- ・(4/28) 「新型コロナウイルス感染症に伴う市税の取り扱い」(市公式 HP に市税の取り扱いについて特設ページを掲載)
- ・(4/22) 「新型コロナウイルス感染症の影響による法人市民税等の申告・納付等の期限延長について」(市公式 HP に法人市民税等の期限延長手続き等について掲載)
- ・(4/20) 「新型コロナウイルス感染症拡大の影響による固定資産価格等の縦覧期間延長について」(市公式 HP に縦覧期間延長について掲載)
- ・(4/17) 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止における工事及び業務に係る契約上の対応について」(市公式 HP に契約上の対応に関するお知らせを掲載)
- ・(4/10) 「夜間電話納税相談と市民税・道民税 (個人住民税) 申告書に係る提出期限の取扱いについて (新型コロナウイルス感染症の影響関係)」(報道発表、市公式 HP 掲載)
- ・(4/9) 「軽自動車税 (種別割) の減免申請について」(市税 HP に郵送での申請受付を掲載)
- ・(3/24) 「令和 2 年度の固定資産評価証明の郵送による請求手続きの活用について」(不動産業界団体へ向けた市税証明 (評価証明) の郵送請求活用依頼)
- ・(3/10) 「新型コロナウイルスの感染拡大防止について」(市税 HP での感染予防の呼びかけ、郵送や電話による手続きや相談の推奨)
- ・(3/5) 「新型コロナウイルス感染の拡大防止に向けた物品・役務契約の取扱いについて」(市公式 HP に入札方法に関するお知らせを掲載)
- ・(2/25) 「個人住民税の申告における新型コロナウイルスの感染防止について」(市公式 HP での感染予防の呼びかけ及び郵送申告の推奨)

○市民文化局

- ・(7/5)「札幌市の地域活動ガイドライン」を市公式HPに掲載し、町内会・自治会長へ周知
- ・(4/21) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた町内会・自治会行事等の実施に係る留意点について市公式HPに掲載
- ・(3/10) 新型コロナウイルスに乗じた詐欺の手口と対策について市公式HPに掲載
- ・(2/21以降) 新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に関する相談(89件(10/19時点))を受けているため、市公式HPで注意喚起を掲載

○保健福祉局

- ・(6/19) 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料及び後期高齢者医療保険料の減免について、一定基準の加入者に対し、制度周知の案内文兼減免申請書を約124,000通発送した。
- ・(6/12) 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免について、一定基準の加入者に対し、制度周知の案内文兼減免申請書を約63,000通発送した。
- ・(6/11) 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険、後期高齢者医療制度の保険料の減免について、専用のコールセンターを設置するとともに、市公式HPに掲載。
- ・(6/4以降) 各おとしより憩の家…運営自粛要請を6/19に解除するが、「憩の家運営ガイドライン」により、運営の再開に当たって整えていただきたい感染対策の具体例を周知するとともに、感染リスクの高い活動の自粛を要請(各区保健福祉課から通知)
- ・(6/1以降) 各単位老人クラブ…感染リスクの高い活動について、当面の間の自粛を要請(各区保健福祉課から通知)
- ・(5/1) 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関して定める改正国民健康保険条例を施行。同日、傷病手当金制度について市公式HPに掲載。
- ・(5/1) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料の免除の臨時特例措置について、同日、市公式HPに掲載。
- ・(4/20) 住居確保給付金の対象者が拡大されたことを市公式HPに掲載。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により離職または廃業と同程度の状況に至っている方も対象となる。
- ・(3/12) 国民年金保険料の免除申請について郵送対応可能である旨を市公式HPに掲載。
- ・(3/11) 子ども医療費助成、重度心身障がい者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成の申請・届出の一部について郵送対応可能である旨を市公式HPに掲載。
- ・(3/9) 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等の請求・届出について郵送対応可とした。
- ・(2/26以降) 各おとしより憩いの家…開館可否の検討を依頼(各区保健福祉課から通知)

- ・(2/25以降)各単位老人クラブ…イベント開催可否の検討を依頼(各区保健福祉課経由により、上記札老連あて通知を参考送付)
- ・(2/25)(一社)札幌市老人クラブ連合会…イベント開催可否の検討を依頼
- ・(1/29)局内各部所管社会福祉施設…社会福祉施設等における感染症対策について(※このほか、国の通知に合わせ、各社会福祉施設へ随時注意喚起を実施。)

○子ども未来局

- ・(9/14)新型コロナウイルス感染症発生時の児童会館等の取扱いの変更内容について、保護者へ周知
- ・(7/14)新型コロナウイルス感染症発生時の児童会館等の取扱いについて、保護者へ周知
- ・(6/10)市内学校の通常授業再開に合わせた児童会館・ミニ児童会館での事業の取扱いについて、指定管理者を通じて保護者へ周知
- ・(5/27)小学校の少人数短時間登校日の児童会館・ミニ児童会館(児童クラブ)の運営について、指定管理者を通じて保護者へ周知
- ・(5/1)小学校の臨時休校延長時の児童会館・ミニ児童会館(児童クラブ)の運営について、4/14以降の取り扱い継続及び利用児童不在日時の閉館等について、指定管理者を通じて保護者へ周知
- ・(4/22)認可保育施設等へ、北海道の緊急事態措置を受け、4/23からの仕事を休んで家にいることが可能な保護者の登園自粛の要請と感染拡大防止への協力について、保護者への周知を依頼
- ・(4/13)市内小学校の4/14からの全校休校に伴い、児童会館・ミニ児童会館の児童クラブ運営時間変更の連絡と併せ、可能な限りの家庭保育の協力依頼について、指定管理者を通じて保護者へ周知
- ・(4/13)認可保育施設等へ、北海道・札幌市緊急共同宣言を踏まえ、引き続き可能な限りの家庭保育と感染拡大防止への協力について、保護者への周知を依頼
- ・(3/27)認可保育施設、放課後児童クラブ運営事業者等へ、札幌市医師会からの要望を踏まえ、医療従事者の家族等に対する偏見や差別防止にかかる配慮を依頼。
- ・(3/9)児童手当・児童扶養手当・災害遺児手当の請求・届出及び認可保育所等の入所申請等について郵送対応可としたほか、ひとり親家庭自立支援給付金等の手続き期限を5/29まで一部延長
- ・(3/5)一時預かり事業の実施施設へ、事業の継続的な実施を依頼

○経済観光局

- ・(8/7)新北海道スタイル集中対策期間の感染拡大防止の実施について、関係団体への周知の協力要請
- ・(6/19)新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの定着等について、関係団体への周知の協力要請
- ・(6/4)新型コロナウイルス感染防止対策に取り組むコールセンター企業への補助金を創設
- ・(6/1)新型コロナウイルス感染症対策に対する基本方針について、関係団体への周

知の協力要請

- (5/7) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業等の要請期間の延長等について、関係団体への周知の協力要請
- (5/7) コールセンター関連企業へ新型コロナウイルス感染防止の取組徹底等について協力要請
- (5/7) ホームセンター事業者へ、新型コロナウイルス感染拡大防止のための取組実施について協力要請
- (4/24) 商店街及びスーパー関係団体へ新型コロナウイルス感染症対策に伴う配慮について配慮要請
- (4/23) 北海道による緊急事態措置及び「(仮称) 休業協力・感染リスク低減支援金」について、関係団体へ周知の協力要請
- (4/20) 緊急事態宣言対象区域に北海道が含まれたことを踏まえ、関係団体へ感染防止等について協力要請
- (4/9) 国の緊急事態宣言及び本部長指示を踏まえ、関係団体へ感染防止等について協力要請
- (3/27) 人事異動等の時期を迎えたことを考慮し、関係団体へ感染防止について協力要請
- (3/9) ライバー従業員の感染確認に伴う関係団体へ感染拡大につながる活動自粛等の配慮要請
- (3/3) 各経済団体及び業界団体へ感染拡大につながる活動自粛等の配慮要請（札幌商工会議所には秋元市長から会頭へ要請書手交）
- (2/27) 各経済団体及び業界団体へ従業員の休暇取得環境の整備について配慮の要請（札幌商工会議所には専務理事に対し、村山局長から要請書手交）
- (1/30以降適宜) 中央卸売市場場内事業者に新型コロナウイルス感染症への対応について通知を発送

○環境局

- (7/9) 大型ごみ収集センター受付時間を、7月10日より通常時間（9:00～16:30）に変更することを市公式HPに掲載。
- (5/19) 大型ごみ収集センター受付時間の短縮（5月21日開始、9:00～16:30を10:00～16:30に変更）について、市公式HPに掲載
- (5/13) 「事業所におけるごみ、廃棄物の取扱い等について」、「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」を市公式HPに掲載
- (5/8) 新型コロナウイルスの感染疑いのある方またはその家族がいる場合の「容器包装プラスチック」「ペットボトル」「雑がみ」については、燃やせるごみとして排出すること、また「びん・缶」「スプレー缶・カセットボンベ」「ライター」「筒型乾電池」については、念のため家庭で1週間程度保管のうえ排出するよう市公式HPに記載
- (5/8) 家庭ごみ収集について、直営収集の作業員用マスクを配備。委託収集の受託者に、マスク着用に係る協力を要請して、各社が着用を開始。新型コロナウイルス

感染症に係る作業中のマスクの着用について周知

- ・ (4/30) 使用済みマスクなどの廃棄について (2重袋での排出及びごみ捨て後の手洗いの徹底) 市公式HPに掲載
- ・ (3/9) 使用済みマスクなどの廃棄について (飛散防止のためごみ袋の封の徹底) 市公式HPに掲載

○建設局

- ・ (7/7) 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて市公式HPに掲載
- ・ (5/30) ていねプールの営業中止について市公式HPに掲載
- ・ (5/15) 新型コロナウイルス感染症の対応に伴う道路占用料等の取扱いについて市公式HPに掲載
- ・ (4/16) 円山公園、平岡公園における花見期間の一部立入制限について市公式HPに掲載
- ・ (4/8) 中島公園におけるイベント利用受付の一時中止について市公式HPに掲載
- ・ (3/27) 円山公園、平岡公園の花見期間について宴会利用の自粛要請を市公式HPに掲載
- ・ (3/5) 道路維持除雪共同企業体等に「新型コロナウイルス感染症の拡大防止等について」の依頼文により適切な措置を講じるよう依頼

○都市局

- ・ (4/23) 解雇等により社員寮・社宅等の住宅から退去を余儀なくされた方へ、市営住宅を提供することとし、本件について市都市局HPに掲載
- ・ (3/11) 来庁せずにできる手続き (郵送等により申請等が可能な手続き) がある旨を市都市局HPに掲載

○水道局

- ・ (3/24) 市民に対し市水道局HPにて、新型コロナウイルス感染症の影響による上下水道料金のお支払いの相談窓口について周知
- ・ (3/2) 市民に対し市水道局HPにて、感染症に関連した水道水の安全性について呼びかけ

○交通局

- ・ (3/7～) ポラリス車内での啓発に食事会等の自粛要請 (広報課作成) を追加
- ・ (3/4～) 路面電車停留場での啓発に食事会等の自粛要請 (広報課作成) を追加
- ・ (2/27～) 新型コロナウイルス Q&A ポスター掲示
- ・ (2/8～) 予防啓発ポスターの掲示
- ・ (2/3～) 外国人旅行者向けコールセンター設置チラシ掲示 (英中韓)
- ・ (1/31～) 大通駅地下1階柱・デジタルサイネージ (スノービジョン) での啓発
- ・ (1/30～) 駅構内放送、ホーム天井設置・旅客案内表示器 (LED) によるテロップ表示
- ・ (1/30～) 路面電車停留場とポラリス車内での啓発

○消防局

- ・ (3/6) 来庁せずにできる手続きについて市消防局 HP に掲載

○病院局

- ・ (3/23) 新型コロナウイルス等、院内感染防止の更なる対策強化のため、市立札幌病院における面会を、原則禁止から全面的に禁止に変更する旨同院 HP に掲載
- ・ (3/13) 市立札幌病院における新型コロナウイルス感染症への対応について、市立札幌病院 HP に掲載

資料 1

札幌市における発症状況（10月27日現在）

(人)

50
45
40
35
30
25
20
15
10
5
0

1/31 2/11 2/16 2/21 2/26 3/2 3/7 3/12 3/17 3/22 3/27 4/1 4/6 4/11 4/16 4/21 4/26 5/1 5/6 5/11 5/16 5/21 5/26 5/31 6/5 6/10 6/15 6/20 6/25 6/30 7/5 7/10 7/15 7/20 7/25 7/30 8/4 8/9 8/14 8/19 8/24 8/29 9/3 9/8 9/13 9/18 9/23 9/28 10/3 10/8 10/13 10/18 10/23

0 500 1,000 1,500 2,000

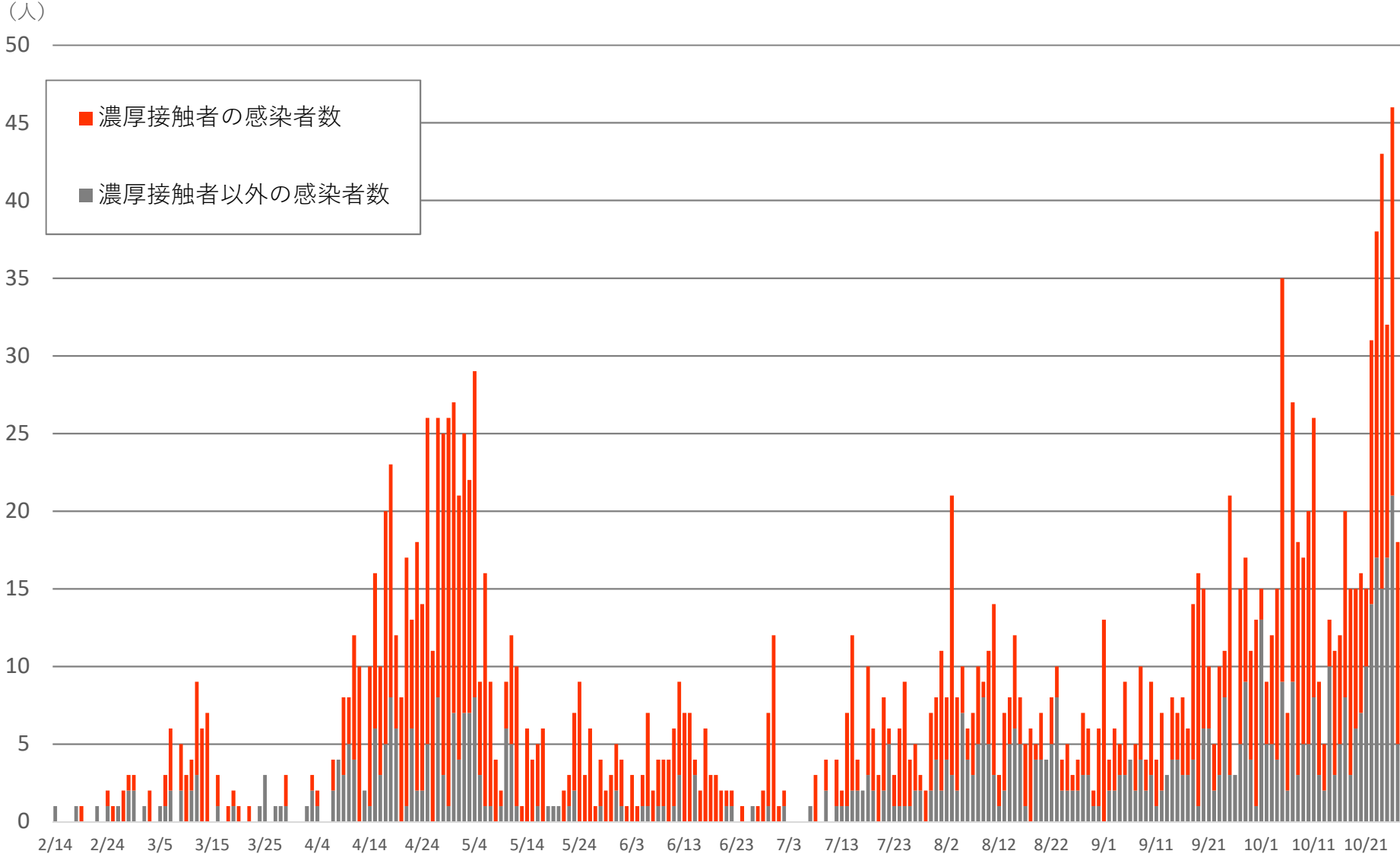
(人)

2,500

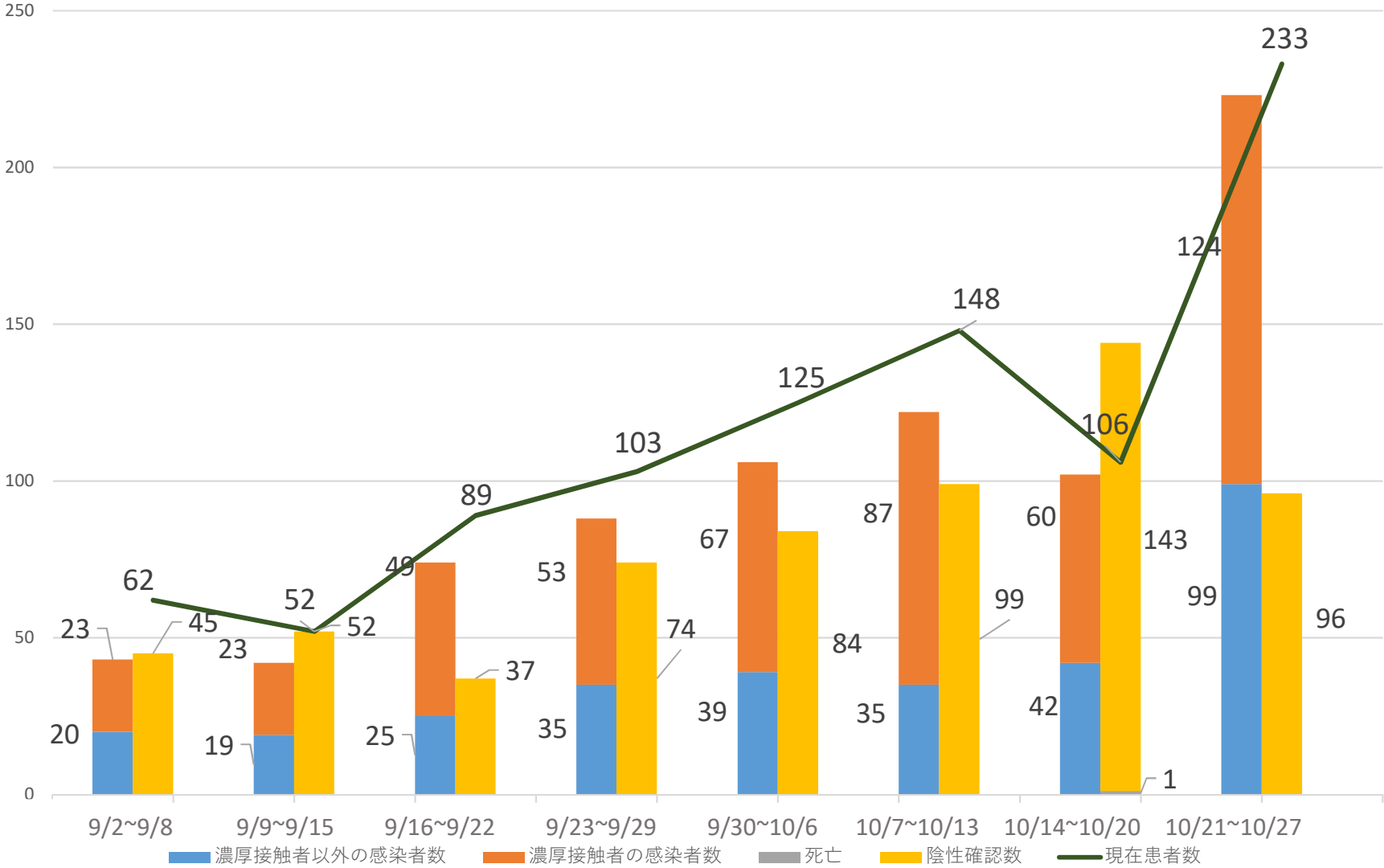
感染者数【左軸】
発症者数【左軸】
感染者累計【右軸】
現在患者数【右軸】
陰性確認済累計【右軸】
死亡累計【右軸】

※発症者数には調査中等のため未計上分あり

札幌市における感染者状況（濃厚接触の有無別）（10月27日現在）



市内感染者数推移



<10/7~10/13>

新規感染者数					採取検体数
122	87	リンクあり		リンクなし	1,496
		クラスター	クラスター以外		
		41	46	35	

<10/14~10/20>

新規感染者数					採取検体数
102	60	リンクあり		リンクなし	1,273
		クラスター	クラスター以外		
		18	42	42	

<10/21~10/27>

新規感染者数					採取検体数
223	124	リンクあり		リンクなし	1,294
		クラスター	クラスター以外		
		52	72	99	

※ 最終日分は未反映

北海道が定める警戒ステージの指標の状況

		北海道			札幌市
		10/27現在	ステージ2 移行の目安	ステージ3 移行の目安	10/27現在
病床全体		151床	150床	250床	57床
うち重症者用病床		2床	15床	25床	0床
直近1週間	新規感染者数	291人	107人	133人	223人
	人口10万人当たりの新規感染者数	5.49人	2.0	2.5	11.4人
	感染経路不明割合	41.9%	50.0%	50.0%	44.4%

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

第 2 4 回 本 部 会 議

日時：令和2年10月28日（水）

場所：本庁3階テレビ会議等

1 開 会

2 議 事

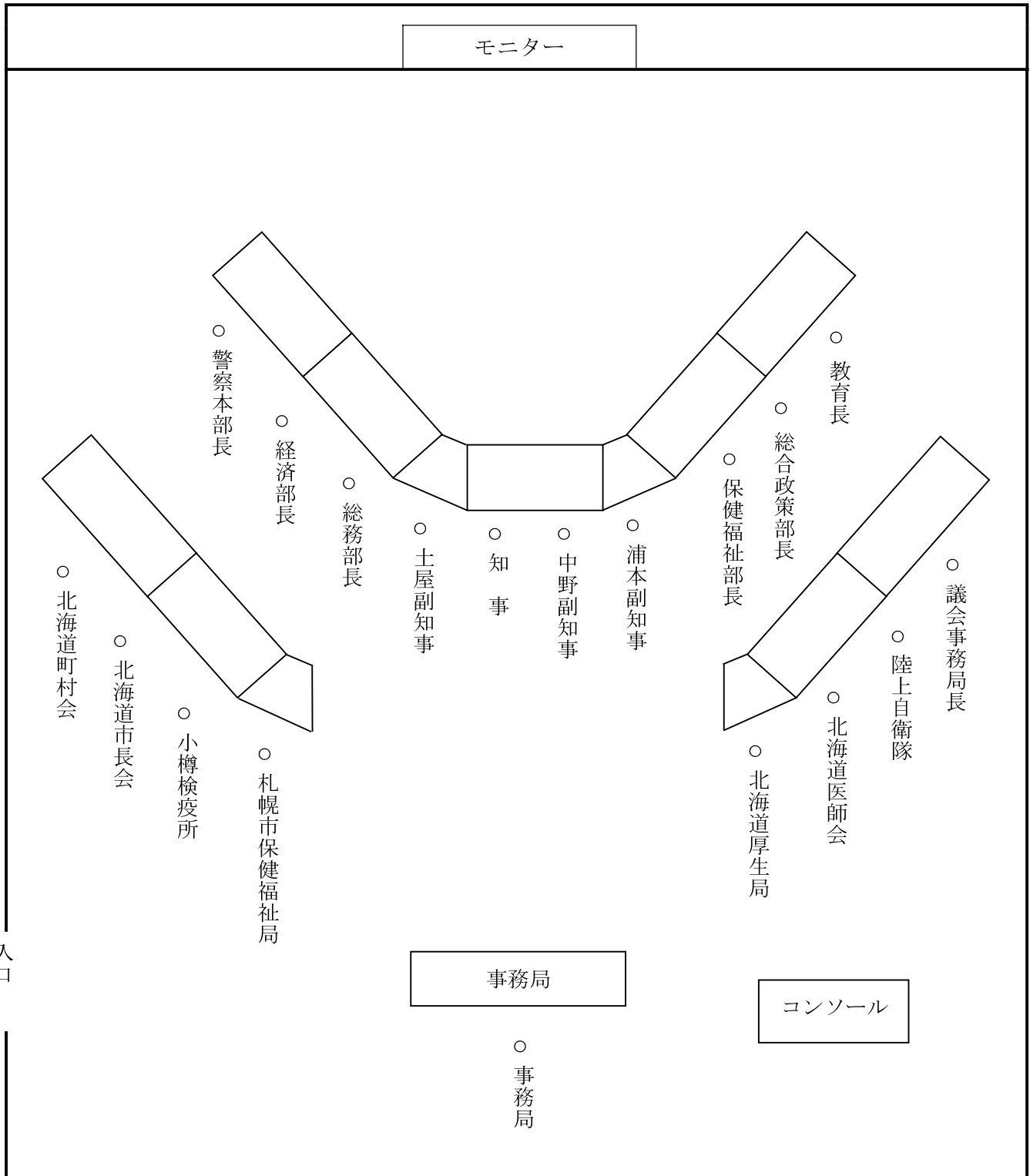
「警戒ステージ2」への移行等について（協議事項）

3 閉 会

資料1	「警戒ステージ2」への移行について（案）
資料2	「警戒ステージ2」における感染拡大防止に向けた施策について（案）
資料3	警戒ステージ2への移行及び対策（道案）に対する主な意見
資料4	「集中警戒期間」における感染拡大防止に向けた取組について
参考資料	新型コロナウイルス感染症について

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 配席図

〔本庁3階テレビ会議室
令和2年(2020年)10月28日(水)〕



第24回 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議出席者名簿

日時:令和2年10月28日(水)

場所:本庁3階 テレビ会議室

(本部員)

所 属	職 名	氏 名
北海道(本部長) (副本部長) (副本部長) (副本部長)	知 事	鈴 木 直 道
	副 知 事	浦 本 元 人
	副 知 事	土 屋 俊 亮
	副 知 事	中 野 祐 介
総務部	部 長	平 野 正 明
	職 員 監 理 官	松 浦 英 則
総合政策部	危 機 管 理 監 官	野 村 聡 史
	部 長	倉 本 博 史
	知 事 室 長	濱 坂 真 一
	地 域 振 興 監 官	佐 々 木 徹 雄
環境生活部	交 通 政 策 局 次 長	中 島 竜 志
	部 長	築 地 原 康 志
	東 京 オ リ ン ピ ッ ク 連 携 推 進 監 官	阪 正 寛
保健福祉部(総合調整員)	ア イ ヌ 政 策 監 官	長 橋 聡 徹
	部 長	三 瓶
経済部	少 子 高 齢 化 対 策 監 官	京 谷 栄 一
	部 長	山 岡 庸 邦
	観 光 振 興 監 官	大 内 隆 寛
農政部	食 関 連 産 業 室 長	新 津 健 次
水産林務部	食 の 安 全 推 進 監 官	新 宮 田 大
建設部	次 長	辻 井 宏 文
	部 長	小 林 敏 克
出納局	建 築 企 画 監 理 者	長 浜 光 弘
企業局	会 計 管 理 者	三 井 真 誠
道立病院局	北 海 道 公 営 企 業 管 理 者	佐 々 木 誠 也
議会事務局	病 院 事 業 管 理 者	鈴 木 信 寛
北海道教育委員会	局 長	近 藤 晃 司
北海道警察本部	教 育 長	小 玉 俊 宏
	本 部 長	小 島 裕 史

(地方本部)

所 属	職 名	氏 名
空知総合振興局	局 長	高 野 瑞 洋
石狩振興局	局 長	佐 藤 則 子
後志総合振興局	局 長	北 谷 啓 幸
胆振総合振興局	局 長	花 岡 祐 志
日高振興局	局 長	北 村 英 則
渡島総合振興局	局 長	鳴 海 拓 史
檜山振興局	局 長	永 山 秀 明
上川総合振興局	局 長	中 島 俊 明
留萌振興局	副 局 長	沖 野 洋
宗谷総合振興局	副 局 長	岩 田 伸 正
オホーツク総合振興局	局 長	橋 本 智 史
十勝総合振興局	局 長	水 戸 部 裕
釧路総合振興局	局 長	山 口 修 司
根室振興局	局 長	遠 藤 俊 充
東京事務所	所 長	森 隆 司

(オブザーバー)

所 属	職 名	氏 名
厚生労働省北海道厚生局	健 康 福 祉 部 長	里 平 倫 行
陸上自衛隊北部方面総監部	防 衛 部 長	貴 島 康 二
小樽検疫所	次 長	伊 高 浩 和
札幌市保健福祉局 保健所	感 染 症 対 策 部 長	山 口 亮
旭川市保健所	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 担 当	伊 藤 豊
一般社団法人北海道医師会	事 務 局 長 代 行	柴 田 秀 和
北海道市長会	次 長	那 須 秀 昭
北海道町村会	事 務 局 長	山 内 康 弘

「警戒ステージ2」への移行について（案）

【令和2年10月28日】

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染状況		
	病床全体	うち重症者用病床	療養者数	検査陽性率	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合
10/27	151床	2床	増加	増加	291人/週	増加	42%
10/26	150床	3床	増加	増加	295人/週	増加	42%
ステージ2 基準	150床	15床	増加	増加	107人/週	増加	50%

10月28日をもって、「ステージ2」へ移行

【判断の根拠】
別添のとおり

【ステージ2の基本認識】

ステージ2は、感染が徐々に広がり始める状況であり、社会経済活動への影響を最小限に抑えながら、この段階で感染防止対策を徹底し、感染拡大を早期に抑え込み、社会経済活動との両立を進めるための重要なステージ

【施策の考え方】

全道域で危機感や感染防止意識を高めつつ、道民等に対して特措法に基づく協力要請を行うとともに、普及啓発等の感染拡大防止対策の更なる強化を実施

判断の根拠について

本道においては、警戒ステージのステージ2の指標のうち、病床、療養者数、PCR検査陽性率、新規感染者数について前週から増加傾向であるなど、5つの指標で基準を超えた。

シルバークワイーク以降、連日2桁の新規感染者が発生し、10月22日からは4月、5月の感染ピークを上回る感染者の発生が連続し、10月24日には過去最多となる60名の感染者が確認されるとともに、入院患者数は9月27日の77人から一ヶ月で倍増し、10月26日にはステージ2の基準である150人に達したところ。

年代別割合では、30代以下が約7割を占め、若い世代を中心に感染が拡大するとともに、40代以上の実数も拡大していることから世代を問わず、感染の広がりが見られる。

地域の感染状況は、石狩振興局管内の感染者数が約7割と多数を占めているものの、空知、胆振、日高、釧路振興局管内で集団感染が発生するとともに、全道各地でリンクなしの新規感染が確認されており、全道域での感染の広がりが見られる。

感染者の行動履歴では、旅行など道外との往来、会食や会合などへの参加、職場内や家庭内での接触など、幅広い場面での「マスクをしていない」、「人と人との距離が近い」といった感染リスクが高くなる行動事例が見られ、また、接待を伴う飲食店等、学校、職場、福祉施設など、多様な場での集団感染が確認されている。

10月27日には、ステージ2への移行の7つの指標のうち、5つの指標で基準を超えたところであり、新規感染者数の増加が続き、世代間や地域での感染の広がりが見られる中、入院患者数も増えていること等を総合的に勘案し、ステージ2への移行が必要であると判断する。

最近の感染状況について

1. 警戒ステージに掲げる指標について

【医療提供体制等の負荷(指標①)】

10月27日時点の入院患者数は151名、うち重症者は2名であり、病床は「ステージ2」の指標(150床)を超え、増加傾向にある。
療養者数は、入院患者151名と宿泊療養者180名の計331名であり、前の一週間と比べて増加傾向にある。

【監視体制(指標②)】

直近1週間(10月21日～10月27日)の検査数は6,223件、陽性率は4.7%となり、検査数、陽性率ともに増加傾向にある。

【感染状況(指標③)】

直近1週間の新規感染者数は291名であり、ステージ2の指標(107名)を大きく超えて、前の一週間の感染者と比べて増加傾向にある。リンクなしの感染者数割合の直近1週間平均は41.9%であり、「ステージ2」の指標(50%)を超えていないが増加傾向にある。

最近の感染状況について

2. その他の数値、データについて

【感染者の年代別割合】

30代以下が約7割を占め、若い世代を中心に感染が拡大するとともに、40代以上の実数も拡大していることから、世代を問わず、感染の広がりが見られる。

【療養者の状況（入院と宿泊療養）】

入院は151名、宿泊療養は180名で療養者総数は331名となっている。重症者は2名となっており、これを除く、無症状、軽症、中等症の患者は329名となっている。

【感染者の行動履歴】

感染者の主な行動履歴を見ると、旅行など道外との往来、会食や会合などへの参加、職場内や家庭内での接触といった幅広い事例が見られる。

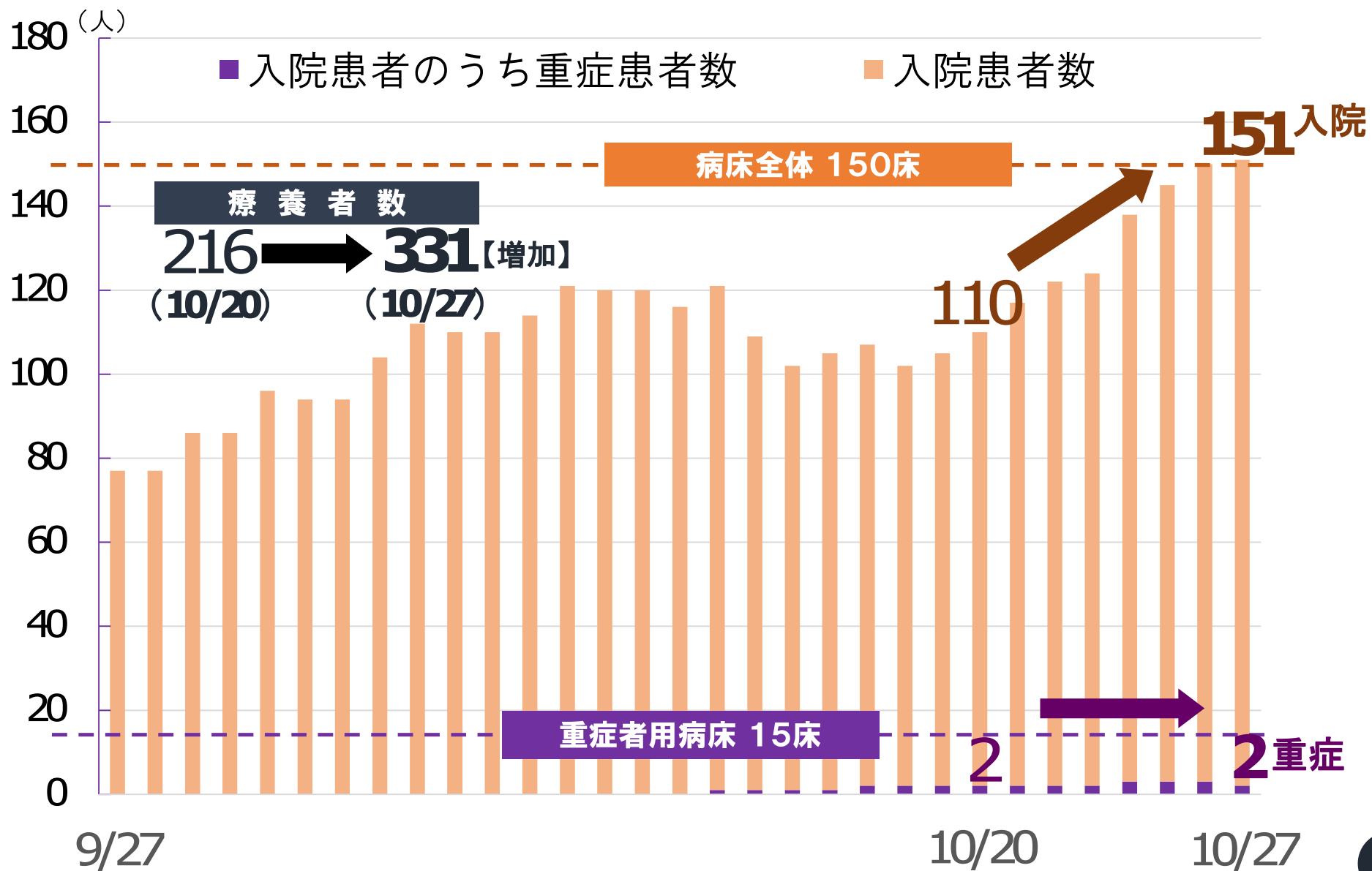
【集団感染の発生事例】

接待を伴う飲食店等、学校、職場、福祉施設において集団感染が確認されている。

【地域別の感染状況】

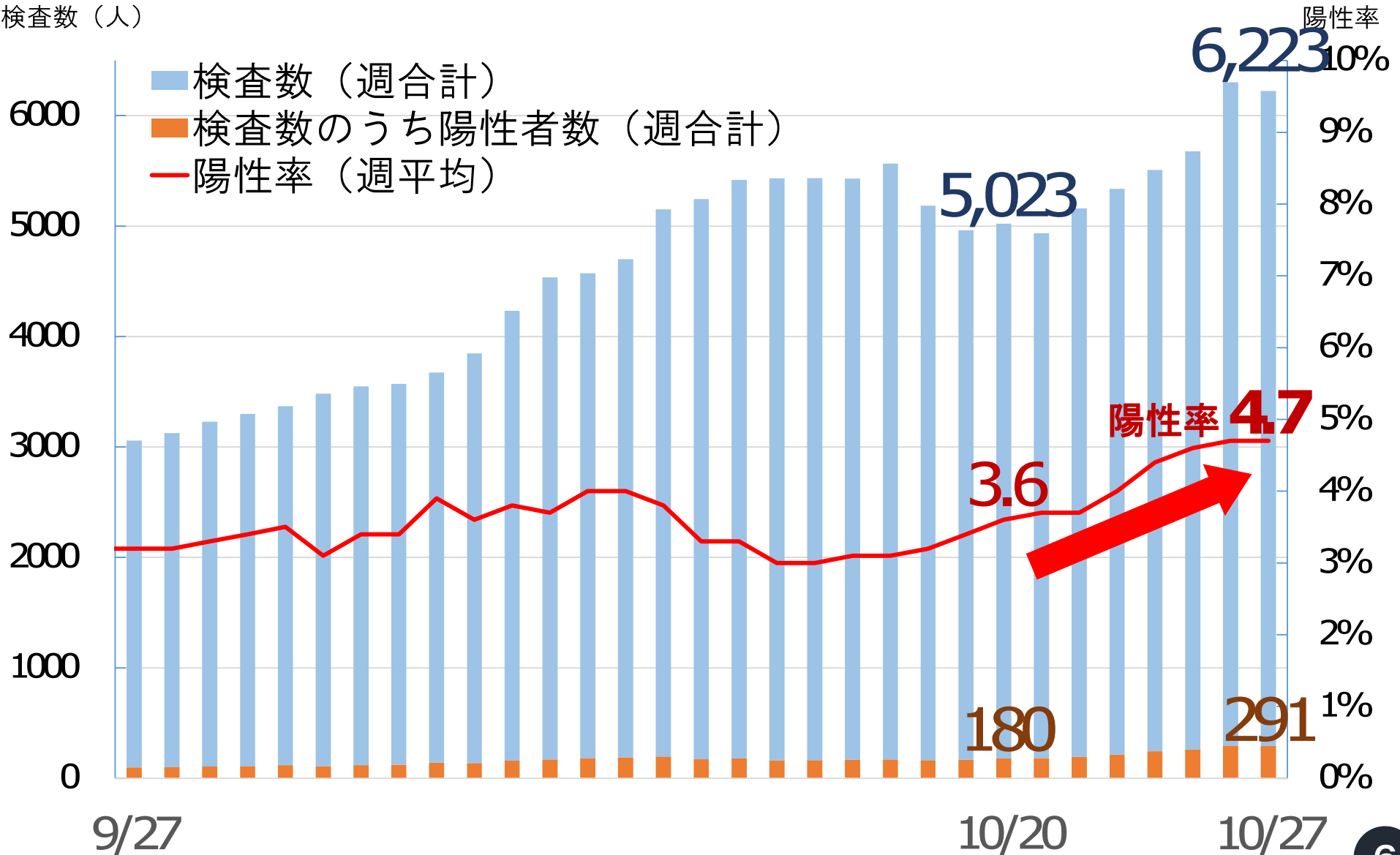
地域の感染状況は、都市部を含む石狩振興局管内の感染者数が6割以上と多数を占めているものの、一ヶ月前と比較して、札幌市保健所管内以外での感染者の割合が高くなっている。最近では空知、胆振、日高、釧路振興局管内で集団感染が発生するとともに、全道各地でリンクなしの新規感染が確認されており、全道域での感染の広がりが見られる。

医療提供体制等の負荷(指標①)



監視体制(指標②)

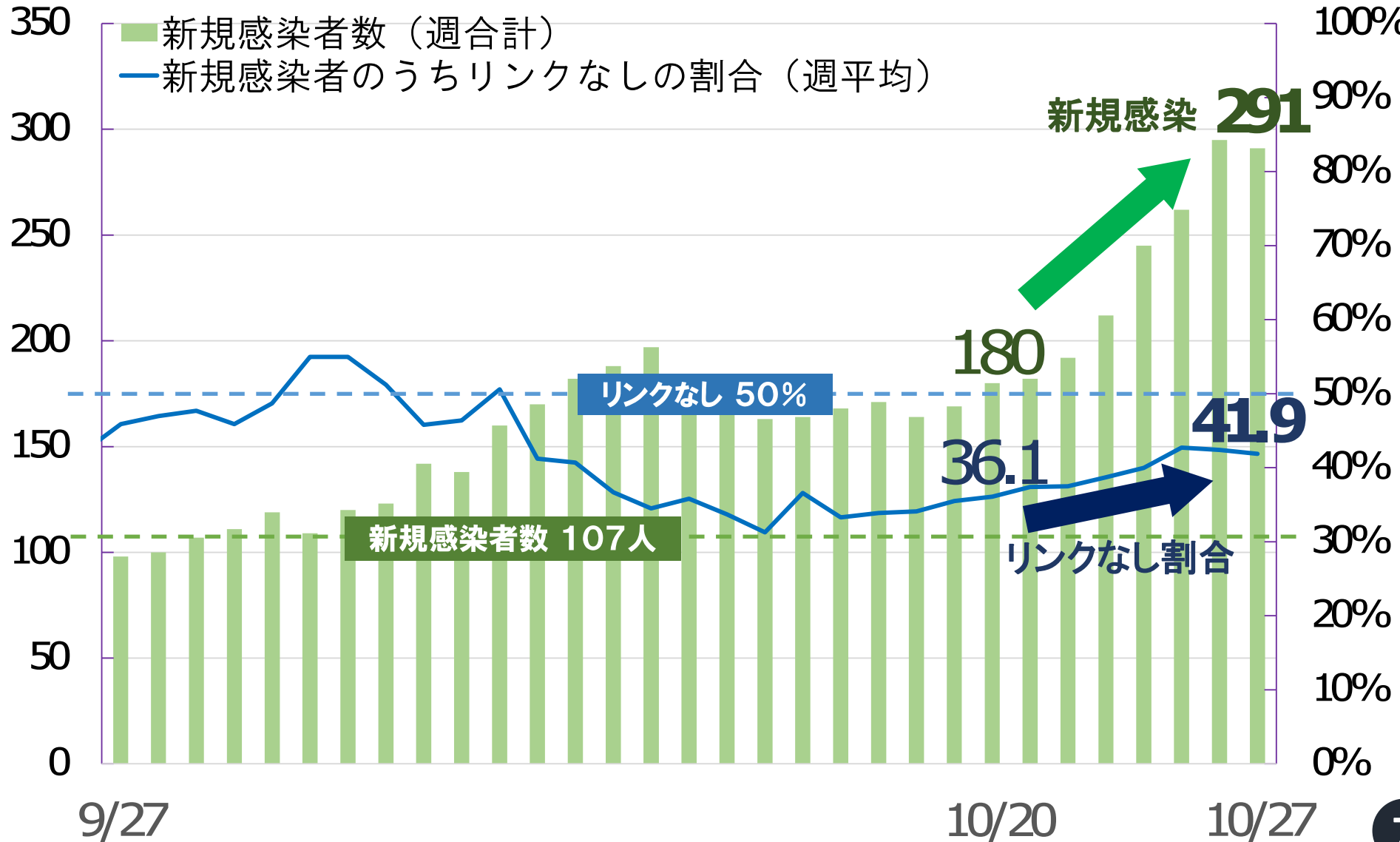
検査数 (人)



感染状況(指標③)

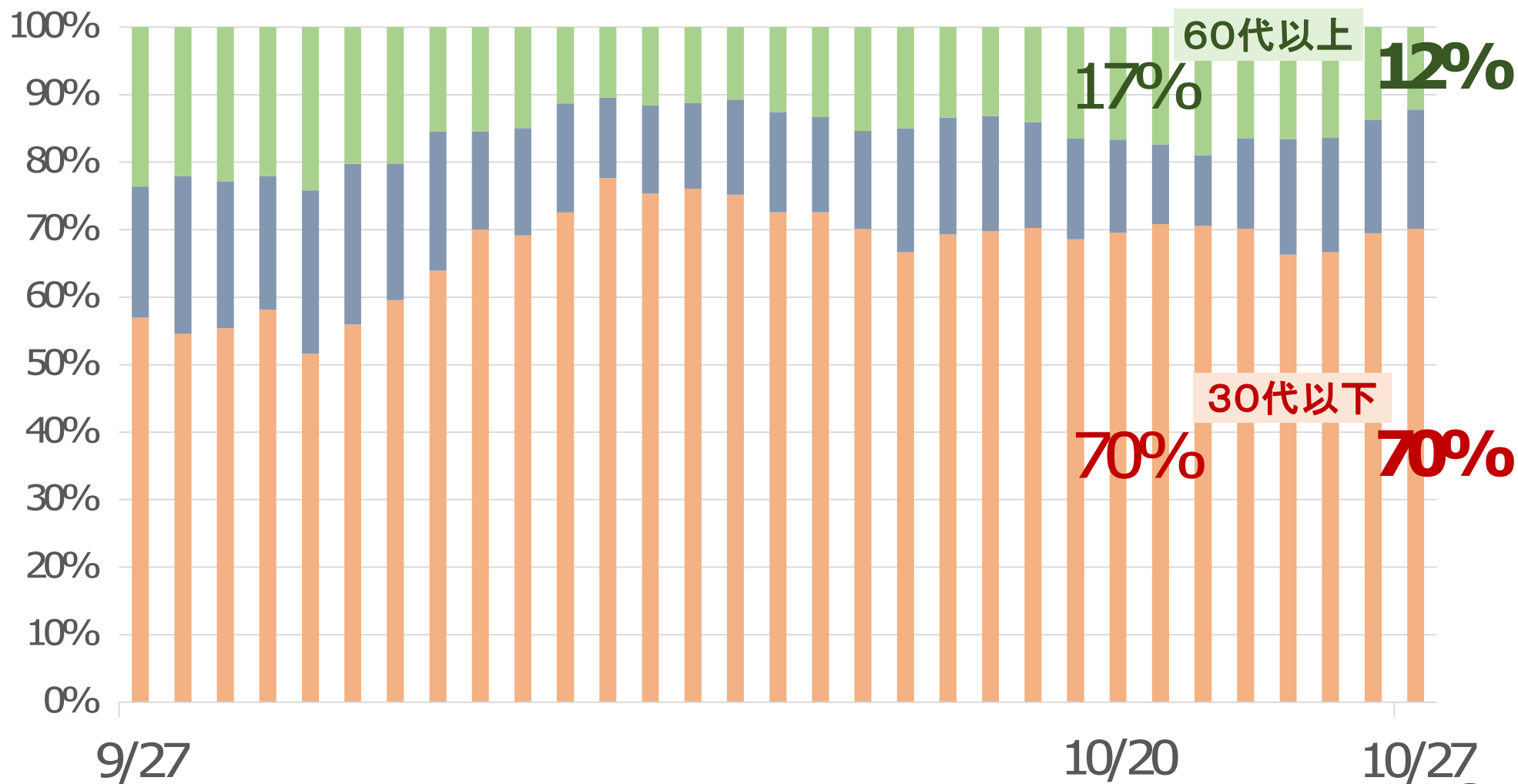
新規感染数(人)

リンクなしの割合



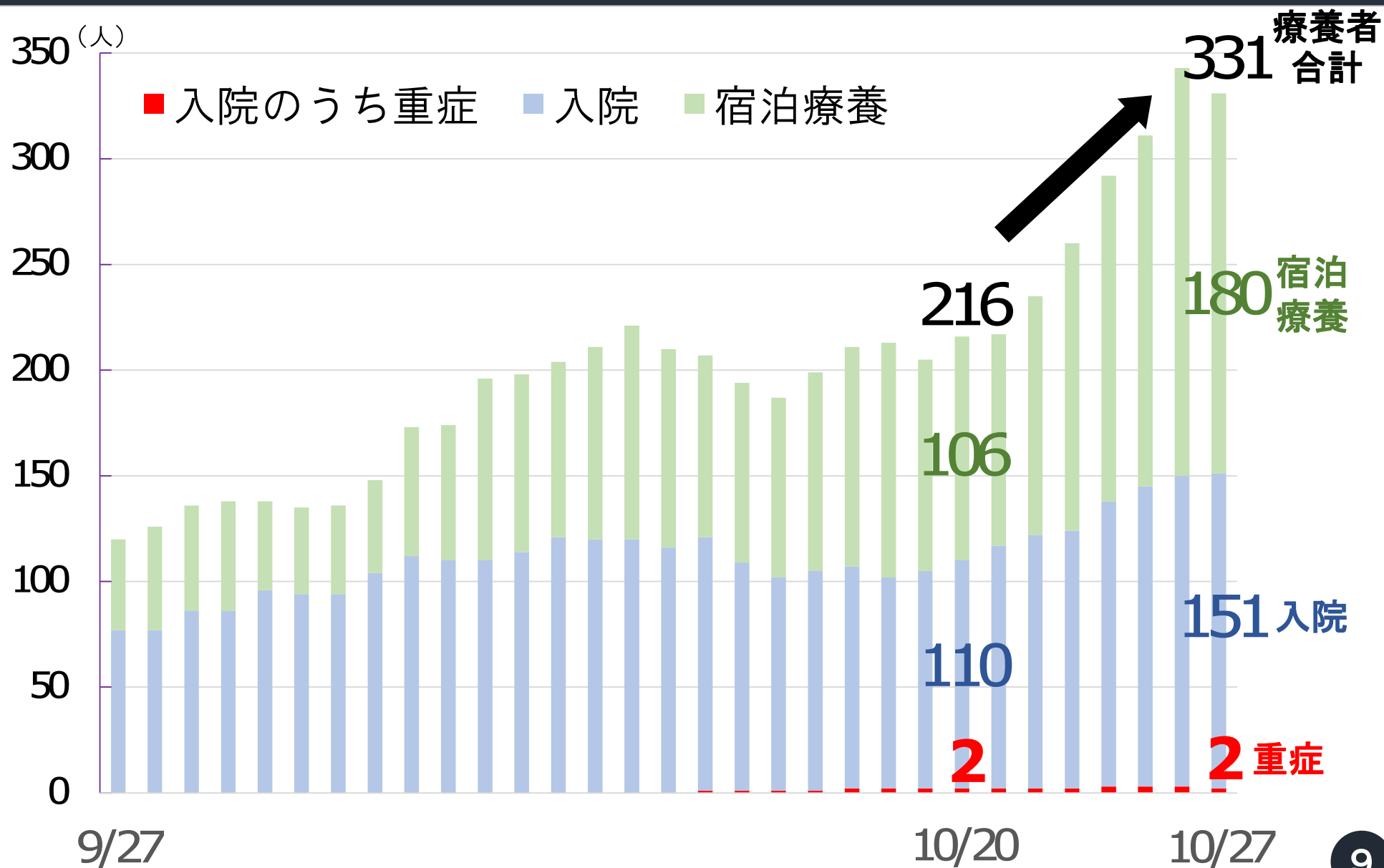
新規感染者の年代別割合

30代以下 40代・50代 60代以上



(新規感染者のうち年齢公表分を7日間平均で集計)

療養者の状況(入院と宿泊療養)



地域別の新規感染者数(札幌市／札幌市以外)

1か月前

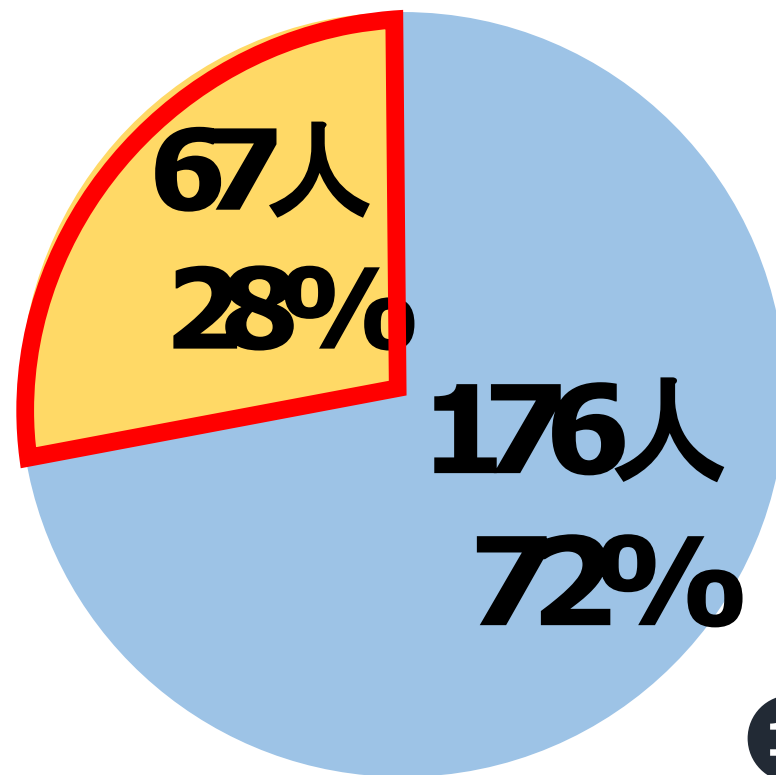
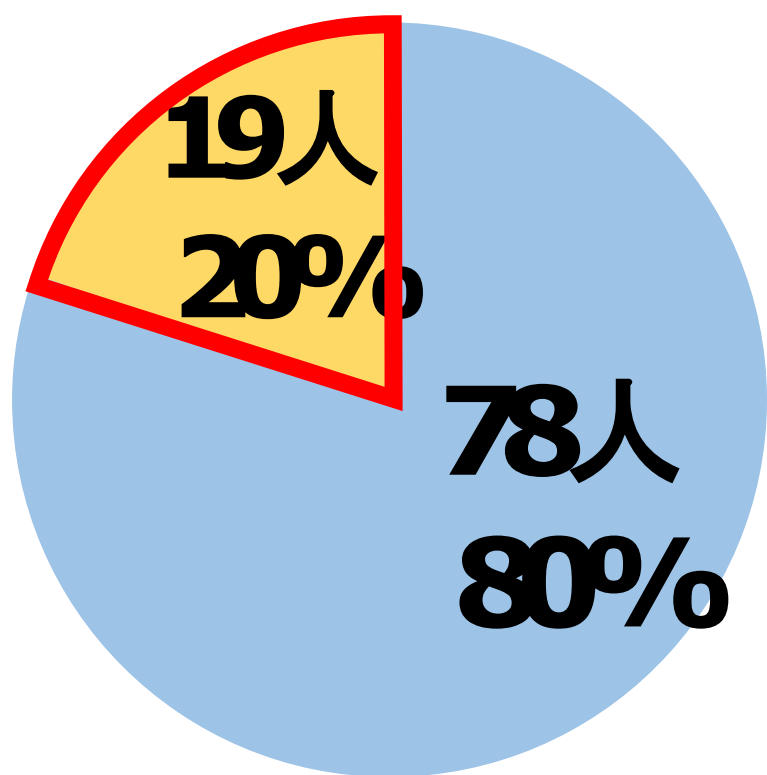
(9月23日～9月29日)

直近1週間

(10月21日～10月27日)

【感染者のうち居住地公表分(道外居住者を除く)】

■ 札幌市 ■ 札幌市以外



地域別の新規感染者数(振興局別)

	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	ツク オホー	十勝	釧路	根室	その他	合計
9月23日～9月29日	1	86	2	5	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	10	107
9月30日～10月6日	1	106	6	5	2	0	0	1	1	0	0	1	1	0	14	138
10月7日～10月13日	7	123	16	11	4	1	0	9	0	0	0	0	1	0	9	181
10月14日～10月20日	13	90	10	3	23	0	0	1	0	0	0	0	20	1	19	180
10月21日～10月27日	1	194	8	4	2	2	0	4	0	1	2	4	21	0	48	291

感染者の主な行動履歴

- 道外との往来
- 飲酒を伴う会食・会合
- 職場内
- 家庭内

一か月間で見られた道内の集団感染事例

- 接待を伴う飲食店等 16件(162人)
- 学校 2件(35人)
- 事業所等 5件(32人)
- 福祉施設 5件(41人)

「警戒ステージ2」における
感染拡大防止に向けた施策について
(案)

【令和2年10月28日】

集中対策期間

～感染拡大を抑え込むため、集中的に取り組む施策～

期 間

令和2年10月28日(水)から令和2年11月10日(火)まで2週間

内 容

特措法第24条第9項に基づく協力要請を行うとともに、更なる感染拡大防止対策を実施

特措法第24条第9項に基づく協力要請の実施

- 発熱や咳があるなど体調が悪い場合に外出を控える
- 飲酒を伴う場面などにおける感染リスクを回避する行動の実践
特に札幌市内での徹底
- マスクの着用など高齢者、基礎疾患を有する方等と接する場合の慎重な行動の実践
- テレワークの推進や時差出勤などの更なる活用
- 国の接触確認アプリ（COCOA）や道のコロナ通知システムの更なる活用

感染拡大防止対策の更なる強化

- 感染者の増加を見越した相談診療検査体制の更なる整備
 - ・ 感染の兆候を把握し検査につなげるため、一般相談窓口の体制強化
 - ・ 発熱患者に対する診療体制等の整備
 - ・ 感染拡大地域における積極的なPCR検査等の実施
 - ・ 集団感染が発生した際の振興局ごとの即応体制の更なる整備や、「北海道感染症広域支援チーム」の迅速な編成・派遣
- 普及啓発等の強化
 - ・ 「普及啓発用資料」の活用、出前講座の実施
 - ・ 札幌市内の多くの人々が利用する場所での集中的な広報
 - ・ 繁華街でのマスク着用などの個別啓発
 - ・ 新北海道スタイルの実践やテレワークの推進など、企業に対する働きかけ

特措法に基づく協力要請の内容の補足

(参考)

- 体調が悪い場合の例
 - 発熱や倦怠感、咳、のどの痛み、味覚・嗅覚の異常、筋肉関節の痛み、吐き気がある場合など
- 感染リスクを回避する行動の例
 - 次のような場面において、「マスクを着用する」、「人との距離を取る」
「大声を控える」などにより、感染リスクを回避
 - 1. 飲酒を伴う場面、2. 仕事後や休憩時間、3. 集団生活、
 - 4. 激しい呼吸を伴う運動、5. 屋外での活動の前後、
 - 6. 多くの人が集まるイベント等
 - 高齢者、基礎疾患を有する方等と接する場合には、「マスクを着用する」
「距離を取る」などにより感染リスクの回避

警戒ステージ2への移行及び対策（道案）に対する主な意見

1 専門家等の意見

- ・警戒ステージの移行に賛成。感染状況は地域ごとに異なっているため、ステージ2の施策は全道一律で良いが、ステージ3以降の施策は地域性を勘案すべき。
- ・ステージ2への移行に異論はない。今後の動向を注視し、警戒ステージ3への移行も検討が必要。
- ・ステージ2への移行は妥当。経済への影響を最小限に抑えることを前提に取り組むべき。
- ・ステージ2への移行は妥当。感染防止に対する緊張感が薄まってきたと感じており、ステージの引き上げによって意識を高めていくことは必要。特に若者への意識啓発を徹底するべき。
- ・ステージ2への移行には異論なし。札幌対策の強化が重要であるため、札幌市と連携して取組を進めるべき。
- ・地方都市においても札幌との交流が多く見られる中、感染リスクを回避する意識が薄らいでおり、改めて注意喚起を行うことは良いと考える。

2 市町村・関係団体の意見

- ・札幌市に関係する感染者が多いことから、ステージ2に移行し、対策を強化すべき。
- ・警戒ステージの移行はやむを得ないと考えますが、ステージが移行しても、「北海道スタイル」を実践していくことで、北海道が観光地として安全な場所であることを伝えていくことが重要。
- ・ステージ2への移行はやむを得ないものと判断する。今後、インフルエンザとの同時流行も見据えて、札幌市との連携を一層強化し、感染拡大防止対策、検査体制・医療提供体制を充実していくことが必要。また、警戒ステージの引き上げを含め、感染症対策を進めるに当たっては、経済との両立を大前提に対応すべき。
- ・全道一律ではなく、特定の地域や業態を対象としたステージの引き上げの検討が必要。
- ・ステージ移行の指標基準が達していない項目もあり、移行により影響が出る業種もあると考えられることから、慎重な総合判断により対応するべき。
- ・生徒や児童は風邪症状があっても登校してしまうケースがよく見られるため、生徒や児童にもわかりやすいメッセージを加えるとよい。

総務第 号
令和 2 年(2020年)10月 日各部（局）長
各（総合）振興局長
企業局長
道立病院局道立病院部長
議会事務局 様
監査委員事務局長
人事委員会事務局長
労働委員会事務局長

総務部長

「警戒ステージ 2」における感染拡大防止に向けた取組について

道では、新規感染者数の増加が続いていることなどから、令和 2 年10月28日付けで新型コロナウイルス感染症の警戒ステージがステージ 2 に移行し、「集中対策期間」が設けられました。警戒ステージ 2 とは、感染拡大を早期に抑え込み、社会経済活動との両立を進めるための重要なステージとしています。

職員に対しては、既に「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組について（令和 2 年(2020年) 6 月 1 日付け総務第751号総務部長通知）」により、感染リスクの低減に向けた取組の徹底を通知しているところです。

この度、「集中対策期間」を定めたことから、当該期間中、集中的に在宅勤務や分散出勤など次の感染拡大防止に向けた取組を道職員自ら率先して進めるよう、改めて所属職員に周知願います。

記

1 感染拡大防止に向けた取組【「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組について（令和 2 年(2020年) 6 月 1 日付け総務第751号総務部長通知）」（抜粋）】

(1) 在宅勤務について

- ・ 職員の自宅等で使用しているパソコンを使用する勤務
- ・ リモートアクセス端末を使用する勤務
- ・ 職場で通常使用しているパソコンを使用する勤務、資料等を使用した勤務

(2) 分散出勤について

- ・ 勤務時間の臨時の割振り変更
- ・ 時差出勤

(3) 職員の健康管理について

- ・ 手洗い・咳エチケットを徹底。マスクの着用を励行すること。
- ・ 職員間のソーシャルディスタンスの確保やビニールの仕切りの設置による感染防止の徹底など接触機会を減らすこと。
- ・ 発熱など風邪の症状がみられたときは、自宅で療養して体調管理に努め、外出を控えるなど症状に応じた適切な対応を行うこと。

2 「警戒ステージ 2」における感染拡大防止に向けた施策についてを遵守すること。（別紙参照）

総務課 総務係
人事局 人事課 職員活躍担当
人事局 人事課 服務制度係
人事局 職員厚生課 健康管理係

新型コロナウイルス感染症について

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部（R2.10.28）

1 発生の状況

(1) 道内の発生状況及び検査の状況

■検査及び患者の状況（10/27現在）

検査件数	77,707	現在患者	331
陽性累計	2,881	うち現在入院患者	151
陰性確認済累計	2,441	うち宿泊療養施設入所者	180
死亡累計	109		

(2) 国内の発生状況（厚生労働省発表）

10月26日0時までに確認されている感染者は97,074例

入院治療等を要する者5,601名、死亡者は1,718名

2 国などの対応

- (1) 着実な検疫の実施及び強化（全ての航空便において質問票の配布、機内アナウンスの拡大、健康カードの配布等の強化）
- (2) 国内における感染拡大防止に向けた対策の強化（地方自治体、医療機関と連携、地方衛生研究所での検査）
- (3) 国民への情報提供（宿泊施設への周知、国民向けQ & A）
- (4) 2月1日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症（感染症法第6条）及び検疫感染症（検疫法第2条第3項）に指定
- (5) 2月1日、都道府県に対し「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」の設置指示。
- (6) 2月9日、地方衛生研究所における検疫業務（クルーズ船）に関連する検査への協力依頼
- (7) 2月12日、新型コロナウイルス感染症に関する流行地域に浙江省を追加
- (8) 2月13日、無症状病原体保有者の入院を措置対象へ追加
- (9) 2月15日、都道府県に対し「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来」の更なる充実について依頼。
- (10) 2月17日、都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、感染症に関する行政検査の対象者を取りまとめた旨通知。
- (11) 2月17日、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について公表。
- (12) 2月18日、無症状病原体保有者の退院及び就業制限の取扱いを変更。
- (13) 2月20日、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を公表
- (14) 2月20日、職場における感染拡大防止に向けた取り組みについて、経済団体に要請。
- (15) 2月24日、専門家会議見解（「ここ1～2週間が瀬戸際」）
- (16) 2月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定

- (17) 2月25日、厚生労働省にクラスター対策班を立ち上げ、国立感染症研究所の専門家チームを北海道に派遣（3名）。
- (18) 2月27日、釧路市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣（2名）
- (19) 2月27日、第15回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、首相が全国全ての小学校、中学校、高校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業とすることを要請。
- (20) 2月28日、当本部の感染症対策チームから北見市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣（2名）するとともに、その後任として、北海道に追加派遣（1名）。
- (21) 2月29日、総理緊急記者会見で臨時休校の趣旨説明、所得減少に伴う助成金制度創設などの今年度予備費2,700億円を活用した緊急対応策第2弾のとりまとめを表明。
- (22) 3月1日、第16回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、道内の感染者の広がりが見える市町村住民へのマスク配布のため、国民生活緊急安定措置法に基づくメーカーに対するマスクの国への売り渡しを表明。
- (23) 3月2日、専門家会議見解（「この一両日で明らかになったこと」、「北海道で実施すべき対策」）
- (24) 3月3日、保健師を北海道に派遣（2名）
- (25) 3月3日、厚生労働省が国民生活緊急安定措置法に基づきメーカーに対し、マスクの売渡しを指示。中富良野町及び北見市への優先配布を表明。（3月5日より配布）
- (26) 3月5日、第17回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（中国・韓国からの航空便の到着空港を成田、関空に制限、入国者の14日間の待機要請を表明。（3月9日より適用））
- (27) 3月9日、専門家会議見解（「一定程度持ちこたえている」、「北海道の対策の効果」）
- (28) 3月10日、厚生労働省がせたな町、美瑛町、木古内町、知内町へのマスクの優先配布を表明。（3月12日より配布）
- (29) 3月10日、新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案閣議決定
- (30) 3月10日、第19回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－発表
- (31) 3月11日、WHOがパンデミック（世界的な大流行）を宣言
- (32) 3月13日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立。
- (33) 3月17日、厚生労働省が道内35市町村の介護施設等へのマスクの優先配布を表明。（3月19日より配布）
- (34) 3月18日、第20回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（イタリア、スペイン、スイスの一部、アイスランドからの入国拒否（3月19日から適用）。欧州諸国、イラン、エジプト38カ国からの入国者の14日間の待機要請を表明（3月21日より適用））。
- (35) 3月23日、第22回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（アメリカ合衆国からの入国者の14日間の待機要請を表明（3月26日より適用））。
- (36) 3月26日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置、直ちに、都道府県対策本部を設置するよう通知。
- (37) 3月26日、第23回対策本部で、水際対策を強化（イタリアやスペイン、ドイツなど

- ヨーロッパ21か国とイランからの入国拒否と東南アジア、中東、アフリカからの帰国者の14日間の待機要請を表明（3月27日より適用）。
- (38) 3月28日、第24回新型コロナウイルス感染症対策本部で、クラスター対策の強化や爆発的な患者の急増に備えて病床の確保することを盛り込んだ「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定。
 - (39) 4月1日、第25回新型コロナウイルス感染症対策本部で水際対策を強化（入国拒否を73の国と地域に拡大（4月3日から適用））。
 - (40) 4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について閣議決定。
 - (41) 4月7日、緊急事態宣言。（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県において4月7日から5月6日まで）
 - (42) 4月7日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」、「緊急事態の対象都道府県による外出自粛等の協力要請」などを明記。
 - (43) 4月11日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「緊急事態宣言の対象都道府県以外の都道府県が、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について、強く促す」ことを明記。
 - (44) 4月16日、全国に緊急事態宣言。（4月7日に緊急事態宣言が出されている7都府県のほか、新たに北海道を含む40道府県において4月16日から5月6日まで）
 - (45) 4月16日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、緊急事態宣言の対象区域を全都道府県に拡大するとともに、「4月7日に緊急事態宣言が出されている東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県のほか、この7都府県と同程度にまん延が進んでいる北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある都道府県を特定警戒都道府県（13都道府県）」として明記。
 - (46) 4月18日、札幌市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣
 - (47) 4月22日、専門家会議見解（「人との接触を8割減らす、10のポイント」、「都道府県知事等の更なるリーダーシップの発揮」）
 - (48) 4月27日、第32回新型コロナウイルス感染症対策本部で水際対策を強化（入国拒否を87の国と地域に拡大（4月29日から適用））。
 - (49) 5月1日、専門家会議見解（「感染の状況が厳しい地域では、対策により新規感染者数が一定水準まで低減するまでは、引き続き、「徹底した行動変容の要請」が必要。」）
 - (50) 5月4日、政府対策本部において、5月6日までとした緊急事態宣言の期間について、全都道府県を対象に5月31日まで延長することを決定。
 - (51) 5月4日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、「特定警戒都道府県」で引き続き接触機会の8割削減などを明記。
 - (52) 5月4日、専門家会議見解（「今後の感染拡大が当面起こり難い程度にまで、取組を継続する必要がある」、「医療提供体制については、引き続き体制強化を進めることが重要」、「長期的な対策の継続が市民生活や経済社会に与える影響という観点からの検討も行う体制整備を進めるべき」など）
 - (53) 5月8日、「専門家会議提言」を踏まえ、厚生労働省のホームページ上において、可能な範囲で地域ごとのまん延の状況に関する指標等を公表。

- (54) 5月14日、専門家会議見解（「東京都、北海道、大阪府等は未だに警戒が必要な状況が続く」、「緊急事態措置の解除の考え方として感染状況、医療提供体制、検査体制構築などを総合的に判断することが必要」「新しい生活様式の定着、業種別の感染拡大予防のガイドラインの実践、地域のリスク評価に応じた対応が求められる」など）
- (55) 5月14日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、緊急事態宣言の対象区域が変更（一部解除）され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県が引き続き「特定警戒都道府県」とされた。
- (56) 5月14日、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを公表。
- (57) 5月14日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、各事業者が自主的な取組を実施するにあたって、「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」経済団体などに協力を依頼。
- (58) 5月21日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、緊急事態宣言の対象区域が変更（関西3府県が解除）され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県が引き続き「特定警戒都道府県」とされた。
- (59) 5月25日、緊急事態解除宣言。
- (60) 5月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、概ね3週間ごとに地域の感染状況等を評価しながら、外出の自粛、イベント等の開催制限や施設の使用制限の要請等について段階的に緩和していく旨を明記。
- (61) 5月29日、専門家会議見解（「次なる波」を見据え、サーベイランス体制の強化、検査体制の強化、クラスター対策、医療提供体制の整備、治療法・治療薬の開発等に取り組むべき」など）。
- (62) 6月18日、現行の水際対策を維持し、追加的な防疫措置を条件とし、ビジネス上必要な人材等の出入国について、例外的な枠を設置。
- (63) 6月19日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、社会経済活動のレベルを一段階引き上げ、都道府県をまたぐ移動の自粛等を緩和。
- (64) 6月19日、WHO「パンデミックが加速。危険な新局面」との認識を表明。
- (65) 6月19日、「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」の利用開始。
- (66) 7月3日、「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」を廃止し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策分科会」の設置を決定。
- (67) 7月6日、「新型コロナウイルス感染症対策分科会」を開催。
- (68) 7月16日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第2回）開催。
- (69) 7月22日、観光に関する消費を喚起するため、「Go Toトラベル事業」開始。
- (70) 7月22日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第3回）開催。
- (71) 7月22日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第41回）開催。
大規模イベントの開催制限を8月末まで延長することを決定。
- (72) 7月31日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第4回）開催。
- (73) 8月7日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第5回）開催。
- (74) 8月21日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第6回）開催。
- (75) 8月24日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第7回）開催。
大規模イベントの開催制限を9月末まで再延長することを決定。

- (76) 8月28日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第42回）開催。
「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」を決定。
- (77) 9月4日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第8回）開催。
- (78) 9月11日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第9回）開催。
大規模イベントの開催制限を9月19日以降一部緩和することを決定。
- (79) 9月25日、新型コロナウイルス感染対策本部（第43回）、分科会（第10回）開催。
- (80) 10月1日、感染予防対策に取り組む飲食店及び、食材を供給する農林漁業者を支援する、「G o T o E a t キャンペーン事業」を本格開始。
- (81) 10月1日、防疫措置を確約できる受け入れ企業等がいることを条件に、原則すべての国・地域における留学、家族滞在等その他の在留資格も対象とし、新規入国を許可。
- (82) 10月15日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第11回）開催。
- (83) 10月19日、各地域で商店街が、率先して地元の良さの発信や地域社会の価値を見直すきっかけとなる取組を行い、地域に活気を取り戻していくことを通じ、商店街の活性化につなげるため、「G o T o 商店街事業」を開始。
- (84) 10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第12回）開催。

3 道の対応

- (1) 道立保健所を通じ、医療機関へ国の通知に基づき発生時対応を通知。指定感染症としての届出基準、検査対応等について順次周知徹底。
- (2) 新型コロナウイルス検査を道立衛生研究所で実施する体制整備（1月30日から検査可能）
- (3) 道民等の皆様への情報提供、注意喚起
- (ア) ホームページ等により道民の皆様への情報提供
Q & A、休日夜間の電話対応開始
道民向けのリーフレット（相談・受診の目安）を作成
- (イ) 多数の方々が利用する宿泊施設、飲食店、遊技施設等への注意喚起を徹底し、北海道外国人相談センターへの協力を依頼。
1月22日、宿泊施設、関係団体等（宿泊者への対応等）、外国人相談センター
1月23日、観光関係団体等
1月30日、宿泊施設、観光関係団体等（衛生管理等）
1月30日、交通事業者への衛生管理徹底
2月10日、宿泊施設等関係団体、観光関係団体（帰国者・接触者相談センターの周知等）
- (ウ) 保健所等による相談対応
1月30日 休日・夜間の電話対応の開始
- (4) 1月29日、厚生労働省へ「新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望書」提出
- (5) 関係会議の開催状況
1月23日 庁議
1月24日 緊急保健所長会議
1月24日 感染症危機管理対策本部幹事会開催
1月28日 // 本部設置、第1回本部会議開催

1月31日	〃	第2回本部会議開催
1月31日	緊急保健所長会議	
2月 7日	感染症危機管理対策本部	第3回本部会議開催
2月14日	〃	第4回本部会議開催
2月19日	〃	第5回本部会議開催
2月21日	〃	第6回本部会議開催
2月25日	〃	第7回本部会議開催
2月28日	〃	第8回本部会議開催
3月 3日	〃	第9回本部会議開催
3月10日	〃	第10回本部会議開催
3月18日	〃	第11回本部会議開催
3月24日	〃	第12回本部会議開催
3月27日	新型コロナウイルス感染症対策本部	第1回本部会議開催
4月 2日	〃	第2回本部会議開催
4月 3日	〃	第3回本部会議開催
4月 7日	〃	第4回本部会議開催
4月12日	〃	第5回本部会議開催
4月17日	〃	第6回本部会議開催
4月20日	〃	第7回本部会議開催
4月24日	〃	第8回本部会議開催
4月30日	〃	第9回本部会議開催
5月 4日	〃	第10回本部会議開催
5月 6日	〃	第11回本部会議開催
5月15日	〃	第12回本部会議開催
5月22日	〃	第13回本部会議開催
5月25日	〃	第14回本部会議開催
5月29日	〃	第15回本部会議開催
6月18日	〃	第16回本部会議開催
7月 9日	〃	第17回本部会議開催
7月17日	〃	第18回本部会議開催
7月27日	〃	第19回本部会議開催
7月31日	〃	第20回本部会議開催
8月 7日	〃	第21回本部会議開催
8月25日	〃	第22回本部会議開催
9月14日	〃	第23回本部会議開催
10月28日	〃	第24回本部会議開催

(6) 2月7日、本庁及び保健所に「帰国者・接触者相談センター」設置、「帰国者・接触者外来」の整備

(7) 2月25日、保健福祉部長をチーム長とする「新型コロナウイルス感染症対策チーム」を設置。(5班体制：総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班)

また、知事による要請のもと、厚生労働省から国立感染症研究所の専門家チームの派遣を受ける。

- (8) 2月26日、知事名で「新型コロナウイルス感染症に対応した学校の臨時休業等の要請について」を发出。
- (9) 2月28日、知事から「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を発表、週末（2月29日、3月1日）の外出を控えることを呼びかけ。
- (10) 2月29日、知事から総理に対し「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望」を提出。
- (11) 3月1日、知事から3月2日以降、「換気が悪く人が大勢集まる場所には行かないこと」、「風邪気味の方は自宅で休んでいただくこと」などについてメッセージ发出。
- (12) 3月2日、本庁の「帰国者・接触者相談センター」の相談時間を24時間化。
- (13) 3月4日、前日までの検査数、陽性者の内訳（死亡、退院、治療中）のホームページでの公表開始。
- (14) 3月4日、北見保健所でPCR検査を開始。
(※旭川市においても、旭川市保健所でPCR検査を開始)
- (15) 3月4日、知事から週末（3月8日、9日）の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (16) 3月9日、衛生研究所のPCR検査機器増設（1日80人→140人）。※道全体で180人（道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10）
- (17) 3月12日、小樽市保健所及び函館市衛生検査所でPCR検査を開始。※道全体で200人（道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10、小樽市保健所10、函館市衛生検査所10）
- (18) 3月12日、知事から週末（3月14日、15日）の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (19) 3月18日、知事から緊急事態宣言（2/28～3/19）の終了と新たなステージへの移行、外出時の注意事項について呼びかけ。
- (20) 3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置。
- (21) 3月28日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を決定。
- (22) 3月29日、千葉県内の障害者施設における利用者及び職員の施設内集団感染の発生事例の重大さを踏まえ、改めて社会福祉施設等に対し、施設内における感染拡大防止対策を徹底するよう通知。
- (23) 4月1日、道立施設及び道主催のイベント等再開。
- (24) 4月7日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を改定。
- (25) 4月7日、国の緊急事態宣言を受け、4月8日から5月6日までを「新型コロナウイルス感染症集中対策期間」とすることを発表。
- (26) 4月8日、道の玄関口となる主要な交通拠点において、来道者に対する不要不急の外出自粛などを呼びかけるためチラシを配架。
- (27) 4月9日、相談対応を充実させるため、LINEを活用した相談支援のための公式アカウントを開設。
- (28) 4月12日、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「宿泊療養班」を設置し、

既存の総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班とあわせ6班体制に拡充。

- (29) 4月12日、北海道・札幌市緊急共同宣言を発表。4月14日から5月6日までの間、札幌市内の小・中・高等学校の一斉休業（札幌市からの通学生の割合が高い近隣の高等学校も同様の措置）。この間、不特定多数の人が利用する札幌市内の公共施設を休館。緊急事態宣言地域との往来自粛等。
- (30) 4月13日、「来道者・帰省者・転勤者相談ダイヤル」を開設。
- (31) 4月15日、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「水際対策班」を新設し、4月15日から19日の5日間、新千歳空港国内線ターミナルの到着客に対し、道として、サーモグラフィーによる体温監視と啓発チラシによる注意喚起を実施。
- (32) 4月16日、政府の基本的対処方針の変更を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を改定。
- (33) 4月17日、知事から宿泊療養に係る自衛隊への災害派遣要請。
- (34) 4月17日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための「北海道」における緊急事態措置を決定。
- (35) 4月20日、北海道における緊急事態措置を改訂し、休業要請の措置などを追加。
- (36) 4月20日、札幌市内における軽症者に係る宿泊療養（宿泊施設は「東横INN札幌すすきの南」（札幌市中央区。））の開始（120名程度）。
- (37) 4月21日、「休業要請相談専用ダイヤル」を開設。
- (38) 4月24日、北海道における緊急事態措置を改訂し、スーパーマーケット、公園等における感染拡大防止の要請（協力依頼）を追加。
- (39) 4月29日、軽症者について、入院を経ずに宿泊療養を実施。
- (40) 4月30日、宿泊療養施設2棟目（「リッチモンドホテル札幌駅前」）での受入開始（最大140名程度）。
- (41) 4月30日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による「ゴールデンウィーク緊急メッセージ」、「医療機関の皆様への緊急メッセージ」を発表。
- (42) 4月30日、「休業協力・感染リスク低減支援金」の申請受付開始（4月30日～7月31日まで）。
- (43) 5月4日、国の「緊急事態宣言」が延長されたことを踏まえ、5月10日（日）まで休館としている道立施設について、5月15日（金）まで休館を延長することを発表。
- (44) 5月6日、国の「緊急事態宣言」が延長されたことを踏まえ、北海道における緊急事態措置を5月31日まで延長。
- (45) 5月8日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による緊急メッセージ第2弾を発表。
- (46) 5月8日、宿泊療養施設3棟目（「アパホテル&リゾート札幌」）での受入開始（最大670名程度）。
- (47) 5月8日、感染拡大の影響により、経済的に困窮する学生や離職を余儀なくされた方々への臨時的な就労機会を確保するため、道の会計年度任用職員の募集を開始。
- (48) 5月8日、高齢者などの社会福祉施設における感染拡大防止対策を行うため「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「福祉施設支援班」を設置。
- (49) 5月13日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の基本的考え方」を発表。

- (50) 5月14日、雇用調整助成金「申請サポート窓口」を開設。
- (51) 5月14日、「持続化給付金サポート窓口」を開設。
- (52) 5月15日、北海道における緊急事態措置を改訂し、石狩振興局管内を除く地域について休業要請の一部を解除。
- (53) 5月15日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による緊急メッセージ第3弾を発表。
- (54) 5月21日、「道立施設の再開に向けた感染防止対策の指針」を策定
- (55) 5月22日、北海道における緊急事態措置を改訂し、5月25日以降の休業要請対象施設の一部を解除。
- (56) 5月22日、宿泊療養施設「アパホテル&リゾート札幌」の一部を、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「臨時の医療施設」として位置づけ。
- (57) 5月25日、緊急事態宣言の解除を受け、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止に向けた「北海道」における取組を発表。
- (58) 5月29日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」を策定。
- (59) 5月29日、「北海道コロナ通知システム」の運用開始。
- (60) 5月29日、「経営持続化臨時特別支援金」の申請受付開始（支援金A～令和2年8月31日まで、支援金B～令和3年1月31日まで）。
- (61) 6月1日、全ての施設の休業要請を解除、外出自粛、イベント開催制限の段階的緩和を開始（ステップ1：6月1日～6月18日）。
- (62) 6月16日、胆振総合振興局管内における新型コロナウイルス感染症に係る注意を促す「呼びかけ」（新型コロナウイルス注意報の発令）の実施（6月16日～7月6日）。
- (63) 6月19日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」に基づき、「ステップ2」に移行。
- (64) 6月19日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施（6月19日～7月5日）。
- (65) 6月30日、3棟の宿泊療養施設うち、「東横INN札幌すすきの南」（札幌市中央区）の契約期間が終了。
- (66) 7月1日、「観光誘客促進道民割引事業（どうみん割）」開始
- (67) 7月5日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施期間を延長（～7月22日）。
- (68) 7月6日、胆振総合振興局管内における「呼びかけ」を解除（6月16日～7月6日）。
- (69) 7月10日、新型コロナウイルス感染症対策の取組を中長期的な視点で総合的に推進するため、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部に新たに副知事をトップとする対策本部指揮室を設置。
- (70) 7月16日、すすきの地区で発生した集団感染の早期収束に向け、札幌市と連携して合同の対策チームを設置することについて合意。
- (71) 7月17日、「札幌市・北海道合同感染症対策チーム」設置。
- (72) 7月21日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第4回）開催。
- (73) 7月22日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施期間を延長（～8月11日）。
- (74) 7月23日、札幌市と合同で「すすきの地区臨時PCR検査センター」設置。
- (75) 7月27日、イベント等の開催制限について、8月末まで5000人以下、収容率50%の制限を維持することを決定。
- (76) 7月30日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第1回）開催。

- (77) 8月6日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第2回）開催。
- (78) 8月7日、上川総合振興局管内における「呼びかけ」の実施（8月7日～8月27日）。
- (79) 8月11日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施期間を延長（～8月31日）。
- (80) 8月20日、後志総合振興局管内における「呼びかけ」の実施。
- (81) 8月24日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第3回）開催。
- (82) 8月27日、イベント等の開催制限について、9月末まで5000人以下、収容率50%の制限を維持することを決定。
- (83) 8月28日、十勝総合振興局管内における「注意喚起」の実施（8月28日～9月10日）。
- (84) 9月1日、石狩振興局管内における「注意喚起」の実施。
- (85) 9月1日、日高振興局管内における「注意喚起」の実施。
- (86) 9月2日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第4回）開催。
- (87) 9月7日、「北海道における新型コロナウイルス感染症対策に関する検証中間取りまとめ」を決定。
- (88) 9月14日、イベントの開催制限について、9月19日から11月末まで、イベントの類型に応じて利用人数の上限値と、その収容率を緩和することを決定。
- (89) 9月16日、「北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター」開設。
- (90) 10月1日、感染状況や観光客等の増加が見込まれることを受け、すすきの地区の飲食店・遊興施設等に注意喚起文書を道・札幌市の連携により配布。
- (91) 10月16日、「新型コロナウイルス人権相談窓口」開設。
- (92) 10月20日、「どうみん割ぷらす離島特例（りとうぷらす）」開始。
- (93) 10月26日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第5回）開催。

警戒ステージ2における感染拡大防止対策の強化について

1 発熱外来等の体制整備

(1) 概要

市内医療機関の御協力のもと、発熱外来体制を構築し、11月2日(月)から運用を開始する(発熱外来の対応図は別紙1)。

(2) 発熱者増加に向けた体制整備に向けて

ア 相談体制の強化

救急安心センターさっぽろ(#7119)の人員体制を増強(9人→18人)

イ 発熱外来体制の周知

広報誌掲載、公共施設、医療機関等へのポスター・リーフレット掲示(別紙2)
市内小中高・幼稚園・保育園等の保護者向け周知文書の配布等

ウ 検査体制の拡充

PCR検査センターの検査対応時間拡充や第2PCR検査センターの設置
臨時PCR検査センターの機能拡充等すすきの地区における積極的検査の実施
発熱外来医療機関による検体採取の推進

エ 入院受入体制の拡充

市内医療機関の御協力のもと、陽性患者受入可能病床数の拡充

2 感染拡大に対応した保健所体制の維持・強化

保健所業務の効率的な実施のため、10月より人材派遣による派遣職員を活用し、順次拡大する予定。一方、10月に入り、陽性者の増加に伴い、体制強化が必要な状況のため、10月26日付にて、三副市長通知により、全職種一丸となった体制確保及び従事経験者による即応体制に備えるよう全庁に指示したところ。(参照:別紙3)

3 感染拡大防止に向けた普及啓発の強化

(1) 若年層に向けた感染拡大防止策の実施

SNSを活用した広告やマンガ等による感染拡大防止の注意喚起

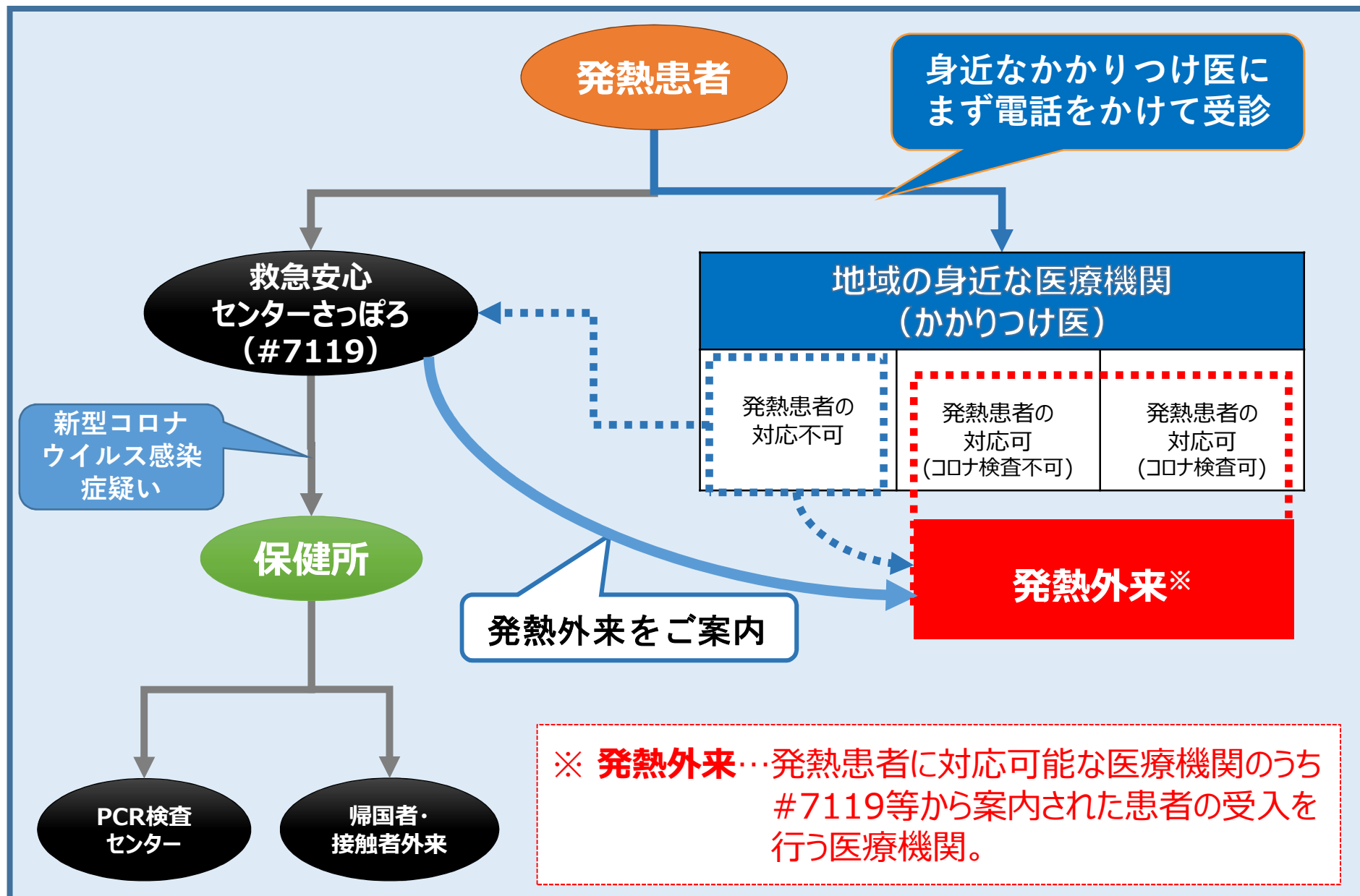
(2) 繁華街に向けた感染拡大防止策の実施

マスク着用啓発やPCR検査受検勧奨チラシの配布
マスク未着用者へのマスク直接配布等による着用啓発

(3) 家庭内感染防止策の実施

上記 1(2)イ 発熱外来体制の周知と合わせて実施

インフルエンザ流行期に向けた発熱患者への対応図



発熱があり 医療機関に行くときは、 事前に**電話**しましょう



この冬は
まず電話！

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご協力下さい

- ・かかりつけ医等の身近な医療機関にお電話を
- ・わからない場合は、救急安心センターさっぽろ(# 7119*)にお電話を

※一部の電話からはつながりません。つながらないときは011-272-7119へ

感染症予防も
重要！

新型コロナウイルス感染症もインフルエンザも、感染予防の基本は手洗い・マスク
インフルエンザによる発熱を防ぐためにも、インフルエンザワクチンの接種をしましょう

令和2年（2020年）10月26日

各局（区）長 様

札幌市副市長

町 田 隆 敏

吉 岡 亨

石 川 敏 也

新型コロナウイルス感染症対策に係る体制強化に係る指示

本市においては、これまで全庁一丸となって新型コロナウイルス感染症対策に取り組んできているところであり、改めて全職員の協力に心から感謝を申し上げます。

この間、各事業者や団体における感染防止活動と、何より一人ひとりの市民の行動によって、他都市に見られるような大きな感染拡大を防いできたところです。

しかし、全国に先駆けて気温が低下する秋を迎え、ここ数週間で新型コロナウイルスへの感染者が急激に増加しています。また、市内でのクラスターも40例を超えるほどに増加し、全体として1日あたりの新規感染者数も過去最多更新が続いており、本格的な冬の到来前に極めて重大な局面を迎えております。

本市としては、現在、本部長（市長）の指示に基づき、新型コロナウイルス感染症対策業務を最優先に位置付けて取り組んでいるところですが、それでもなお感染が広がっている状況を踏まえ、更なる体制強化が必要と判断しました。

つきましては、各局（区）長においては、下記の点に留意のうえ、迅速に所要の対応をお願いします。

記

1 新型コロナウイルス感染症対策に係る体制の強化に関して

- (1) 市民の健康を守ることは基礎的自治体にとって最も基本的な使命であることを踏まえ、医師職、保健師職、衛生職、事務職はもとより、全職種が一丸となって感染症対策に必要な体制の確保に引き続き最大限に取り組むこと。
- (2) 感染拡大期に求められる医療対策室（保健所）の体制を早急に確立するため、即応体制として従事経験者による追加の応援に備えること。
具体的には、保健所から個別の従事依頼があれば、従事経験者が迅速に応援できるよう、直ちに局（区）内を調整して応援を実現すること。
- (3) 上記体制強化の実現のため、新型コロナウイルス感染症対策業務が最優先であるとの本部長指示を踏まえ、各事務事業の優先順位を適切に判断すると共に、応援元所属に過度な負担とならないよう、局（区）内で業務負担の分散、分担等、所要の調整を行うこと。
- (4) 保健福祉局から別途依頼を予定している12月以降の応援職員についても、これまでどおり1か月単位での応援従事を徹底すること。

2 その他

全職員に対して、感染防止対策の徹底を指導すると共に、各職場ではこれまで以上に職場の感染防止対策を強化すること。

事務連絡
令和2年10月26日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

催物の主催者が存在しない行事における感染防止策の徹底について

10月末のハロウィンを含め、催物の主催者が存在しない中で、多数の人が集まるケースが多い季節の行事（以下、「季節の行事」という。）においては、適切な対人距離の確保等を管理する主催者が存在しない等の理由から、安全な行事開催ができなくなる場合も想定される。こうした季節の行事としては、他にクリスマス、大晦日、初日の出等が考えられる。

各都道府県、関係府省庁等においては、季節の行事により、主催者・施設管理者がいない場所（公道など）で、不特定多数の人が密集する可能性のある場合には、当該場所での密集が極力発生しないよう、適切な雑踏警備等を検討するとともに、適切な行動管理が難しいと判断する場合には自粛等の呼びかけを検討されたい。

また、各都道府県、関係府省庁等においては、季節の行事が安全に開催できるよう、必要に応じ、関係各所に対し、感染防止策の主な留意点として、下記のとおり周知されたい。

- 参加される場合には基本的な感染防止策を徹底すること。また、基本的な感染防止策が徹底されていない季節の行事への参加は控えるとともに、特に、自然発生的に不特定多数の人が密集し、かつ、大声等の発生を伴う行事、パーティー等への参加は控えること。
- 主催者がいる場合には、当該行事の主催又は参加に当たっては、適切な対人距離の確保、手指消毒、マスクの着用、大声での会話の自粛など、適切な感染防止策を徹底すること。
- 街頭や飲食店での大量または長時間・深夜にわたる飲酒や、飲酒しての季節の行事への参加は、なるべく控えること。
- 必要に応じて、家族同士で自宅で過ごす、オンラインのイベントに参加するなどの新しい季節の行事の楽しみ方を検討すること。

以上

(照会先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第1担当 松田・植田・石田・麻田・井上・寺井

直通 03 (6257) 3085

経済観光局等の取組

1 ハロウィンに向けた対策

すすきの観光協会、北海道等と連携するものを含め、以下を検討中

- (1) デジタルサイネージへ感染拡大防止の注意喚起を表示（10月29日～31日）
路面電車停留所（すすきの～西4丁目）、チ・カ・ホ（北2条交差点広場）
- (2) マスク未着用者に対する着用の啓発（10月30日～31日）
街頭での呼びかけ等
- (3) 飲食店等への感染拡大防止の啓発チラシ配布（10月28日～30日）
すすきの地区約3,500店舗へポスティング
- (4) ハロウィンイベントを予定するクラブへの注意喚起
すすきの観光協会等と連携し、感染拡大防止対策を呼びかけ
- (5) パトロール車による巡回啓発（10月30日・31日の夕方から夜）
狸小路、すすきのエリアを含む都心部地域において、拡声器を備えた公用車により感染拡大防止の注意喚起

2 その他、直近の感染拡大予防に向けた取組状況

- (1) ライブ・エンタテインメント業界への感染拡大防止対策の要請（10月26～27日）
北海道ライブ・エンタテインメント連絡協議会に協力いただき参画企業※へ文書をメール配信済、啓発ポスター発送済
※ライブハウス、ライブバー、プロモーター、プロダクション
- (2) すすきの地区における啓発活動
 - ア 街頭放送（音声）によるマスク着用啓発（10月12日～）
17時～22時の間（約30分に1回、1日10回）
 - イ イベントにおける感染拡大防止の啓発チラシ配布（10月12日～25日）
すすきの結び酒参加店舗（124軒）及び店舗利用者へチラシ配布